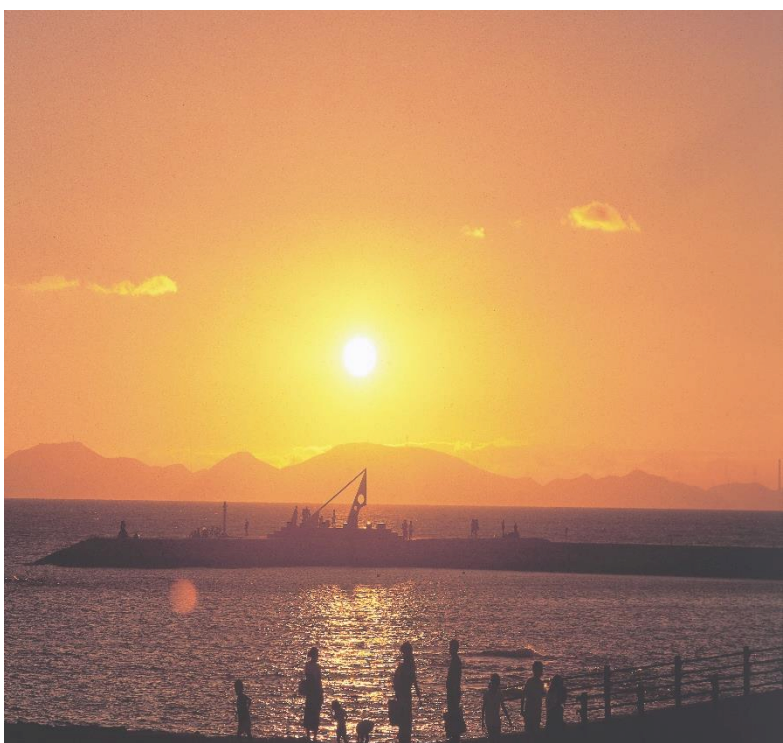




山陽小野田市

緑の基本計画

山陽小野田市
平成28年3月



目 次

第1章 緑の基本計画について.....	1
第1節 緑の基本計画について.....	1
第2節 山陽小野田市における緑の基本計画	1
第3節 緑の役割.....	2
第2章 地域の現況.....	3
第1節 自然的条件.....	3
第2節 社会的条件.....	11
第3節 人文的条件.....	21
第3章 緑の実態.....	24
第1節 施設系緑地.....	24
第2節 地域制緑地.....	31
第3節 都市緑化.....	33
第4章 市民意識.....	34
第5章 緑の分析・評価	37
第1節 系統別の評価	37
第2節 総合的評価.....	46
第3節 緑の課題.....	48
第6章 基本理念と基本方針	49
第1節 基本理念.....	49
第2節 緑の将来像.....	50
第3節 基本方針.....	51
第4節 計画の目標.....	52
第5節 緑の配置方針	53
第7章 施策の方針	56
第1節 施策の体系.....	56
第2節 緑の施策.....	57
第8章 計画の実現に向けて	71

第 1 章 緑の基本計画について

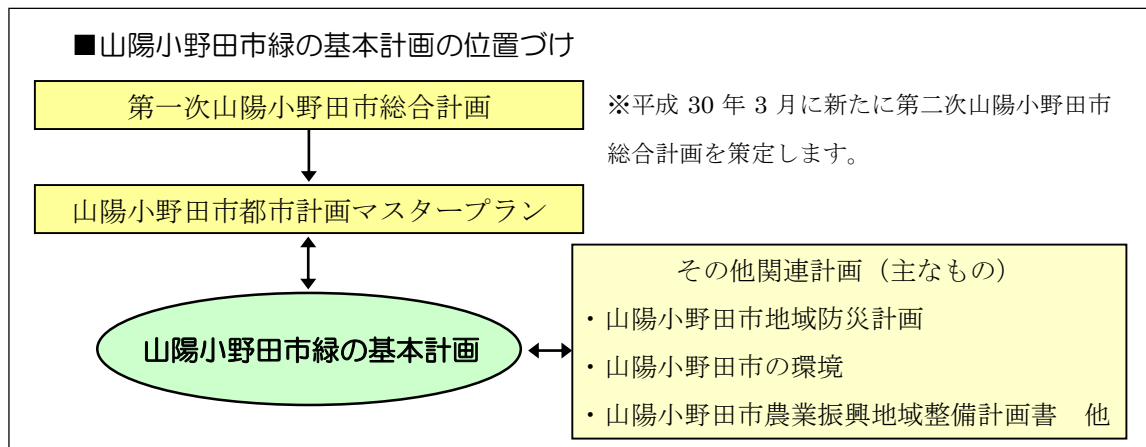
第 1 節 緑の基本計画について

1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第 4 条に規定されている「緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、都市公園の整備や民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを含んだ、緑に関する基本的な方針を定めるものです。

2. 計画の位置づけ

「山陽小野田市緑の基本計画」は、「第一次山陽小野田市総合計画」、「山陽小野田市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、その他まちづくりに関する関連計画との整合を図り策定されたものです。



第 2 節 山陽小野田市における緑の基本計画

1. 計画の目標と対象区域

「山陽小野田市緑の基本計画」は山陽小野田市（以下、本市）全域 13,299ha を対象とし、計画の目標年を平成 37 年とします。なお、上位計画の改定に合わせて計画の整合性を検証し見直しを検討します。

2. 計画対象とする緑

本計画で対象とする緑は次のとおりです。様々な緑が対象になります。

- ・山地部の樹林、草地
- ・河川、河川敷、海岸
- ・公園
- ・農地
- ・庁舎や学校等の公共施設の緑地、街路樹
- ・社寺林、住宅の庭木、事務所や工場等の緑地

第3節

緑の役割

緑は、私たちの生活を支える上で様々な役割を担っています。

本計画では、緑の役割を大きく「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」の4つの機能に分類し、それぞれの機能がより効果的に発揮、又は補完しあうように緑を配置することを基本的な考え方としています。

■環境保全機能

緑は、様々な生物の生息場所になっており、都市における生物多様性の確保に大きく貢献しています。公園や樹林地、道路の街路樹、水辺などが繋がることで、豊かな自然が連なる生物の移動経路にもなります。

また、温室効果ガスの増加に起因する地球温暖化防止にも、CO₂の吸収源として緑が重要な役割を担っています。

■レクリエーション機能

緑は、子供たちの遊び場や、多様な世代の散策、休息の場として大切な役割を担っています。また、余暇活動やスポーツ・健康づくりのための活動の場としても重要な役割を担っています。

■防災機能

公園や農地などのオープンスペースは、地震や水害などの大規模災害時に人々の命を守る重要な防災拠点として機能します。また、森林やため池、農地などの緑は、土砂災害の防止、洪水調整といった防災機能を有しています。

■景観機能

山や川などの緑で構成される自然的景観は、そこに住む人々の記憶に残る風景（原風景）となるほか、公園や街路樹、水辺などの緑は、都市景観を形成するうえで重要な役割を果たします。

第2章 地域の現況

第1節 自然的条件

1. 地形、水系

本市は南北に長く、瀬戸内海側に開けた扇状の地形となっています。市北側の市境の一角は標高 200～300m程度の中国山系の尾根が東西に伸びており、中央部から南側にかけてはなだらかな丘陵地、台地が広がり、海岸線一帯は干拓により形成された平地となっています。

市の中央部には北から厚狭川、東部には有帆川が瀬戸内海に注いでおり、市街地はこれら河川沿いの平地と干拓地を中心に形成されています。

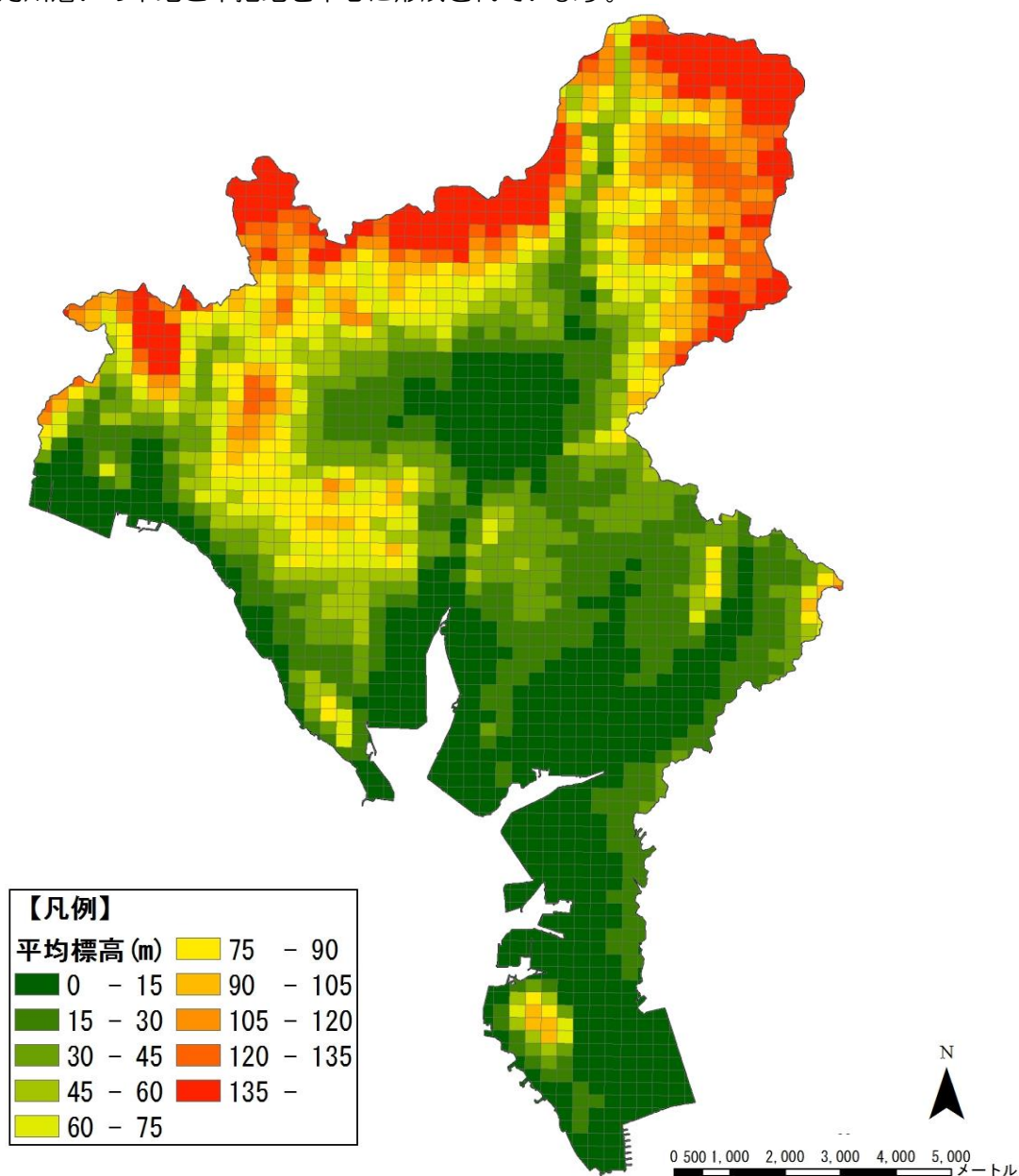


図 標高図

(国土交通省：国土数値情報 標高傾斜度 5 次メッシュ (平成 23 年度))

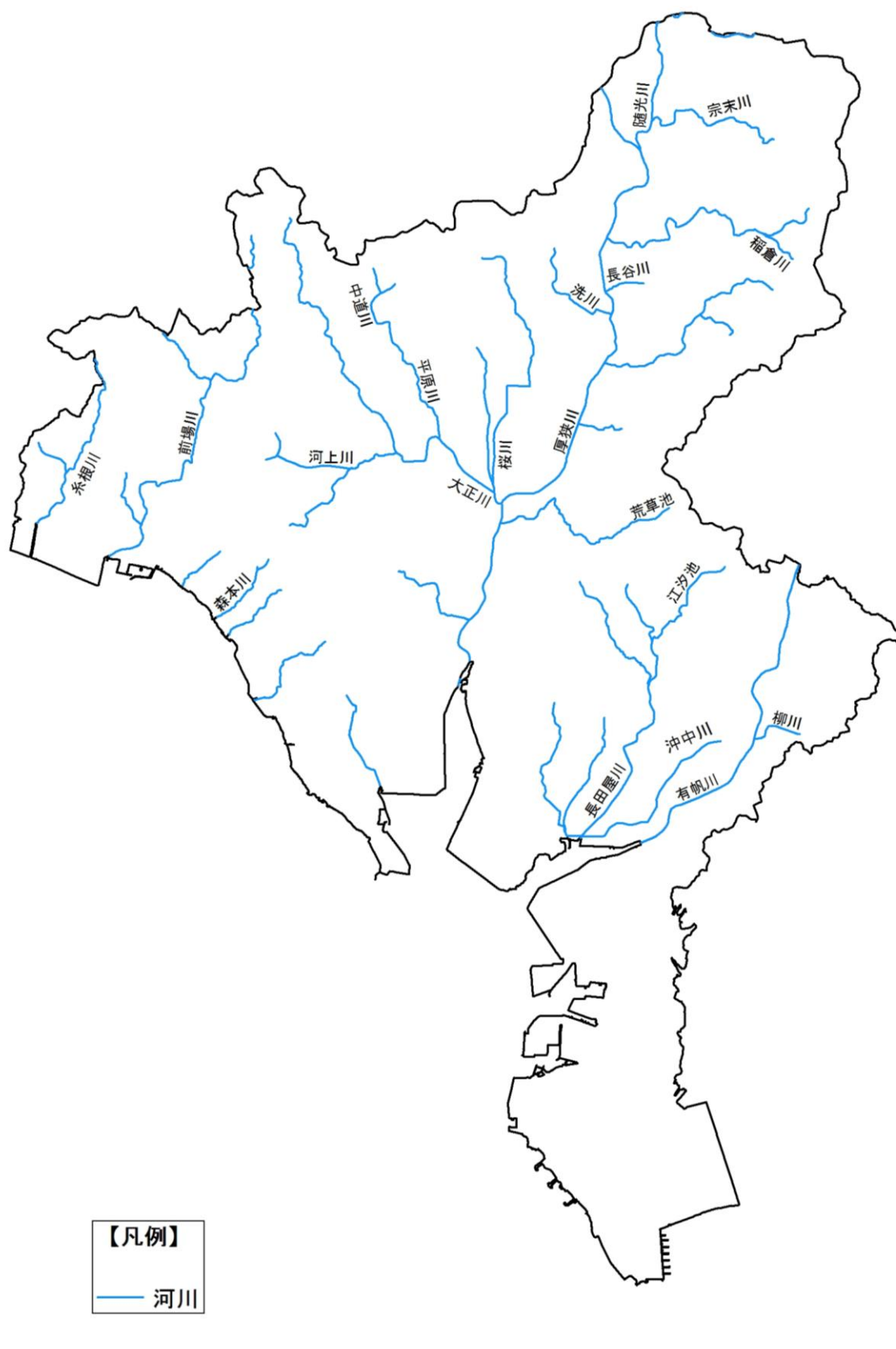


図 河川位置図

(国土交通省：国土数値情報 河川 (平成 20 年度))

2. 植生

市内の主な植生は、コナラを中心とする二次林が最も多く、次いで水田、スギ・ヒノキ・サワラの植林、シイ・カシの二次林となっています。

また、糸根地区公園内のクロマツ巨樹群やハマセンダンが市の天然記念物に指定されています。

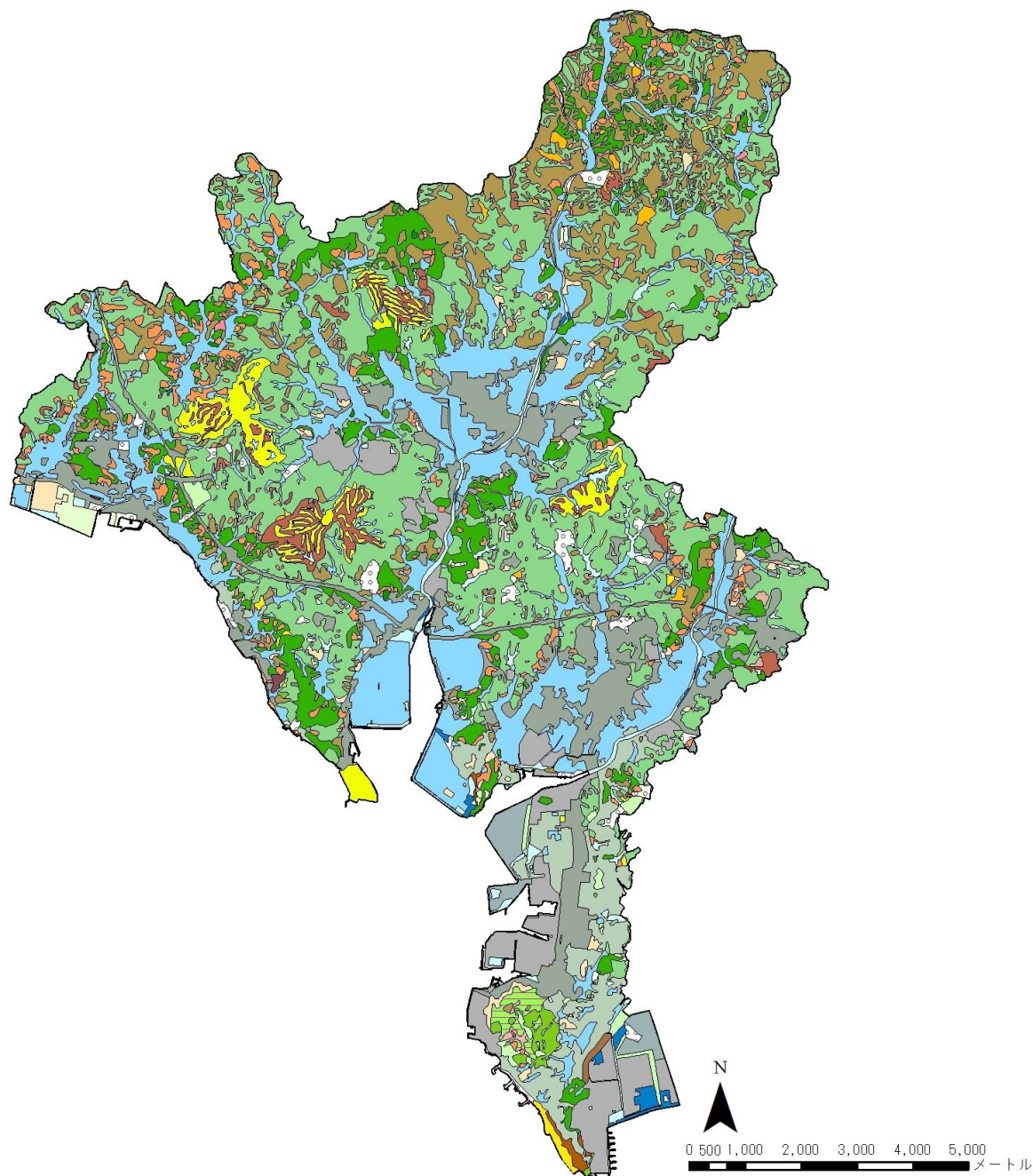
表 市内植生区分割合

(環境省：自然環境保全基礎調査(平成11年～) 1/25,000 植生図より算出)

植生区分	面積 (ha)	割合
コナラ群落 (Ⅶ)	3,771.292	28.573%
水田雑草群落	2,315.215	17.541%
市街地	1,403.692	10.635%
スギ・ヒノキ・サワラ植林	1,332.539	10.096%
シイ・カシ二次林	1,014.238	7.684%
工場地帯	587.029	4.448%
緑の多い住宅地	527.589	3.997%
竹林	397.982	3.015%
ゴルフ場・芝地	328.248	2.487%
開放水域	321.967	2.439%
その他	1,199.227	9.086%
合計	13,199.020	100.000%

表 天然記念物

糸根地区公園内の クロマツ巨樹群	糸根地区公園内のクロマツ巨樹群約 12,000 m ² (クロマツの成木約 90 本)。 最大のものは、目通り幹囲 2.93m、樹高 20m の大木である。樹齢は最高で約 200 年と推定される。
ハマセンダン	竜王山山裾の大浜神社跡の裏に生育する巨木。目通り幹囲 5.2m、根回りは約 12m、樹高は約 15m で、国内最大級。雄株。樹齢はおよそ 250 年。



【凡例】		
コジイ群落	クズ群落	果樹園
スダジイ群落	ススキ群団（V I I）	畑雑草群落
タブノキ群落	伐採跡地群落（V I I）	水田雑草群落
マサキートベラ群集	ヨシクラス	放棄水田雑草群落
シイ・カシ二次林	スギ・ヒノキ・サワラ植林	市街地
タブノキ・ヤブニッケイ二次林	クロマツ植林	緑の多い住宅地
コナラ群落（V I I）	ニセアカシア群落	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
アカメガシワーエノキ群落	その他植林	工場地帯
アカマツ群落（V I I）	竹林	造成地
クロマツ群落（V I I）	ゴルフ場・芝地	干拓地
タケ・ササ群落	路傍・空地雑草群落	開放水域
低木群落	放棄畑雑草群落	自然裸地

図 植生現況図

（環境省：自然環境保全基礎調査（平成 11 年～） 1/25,000 植生図参照）

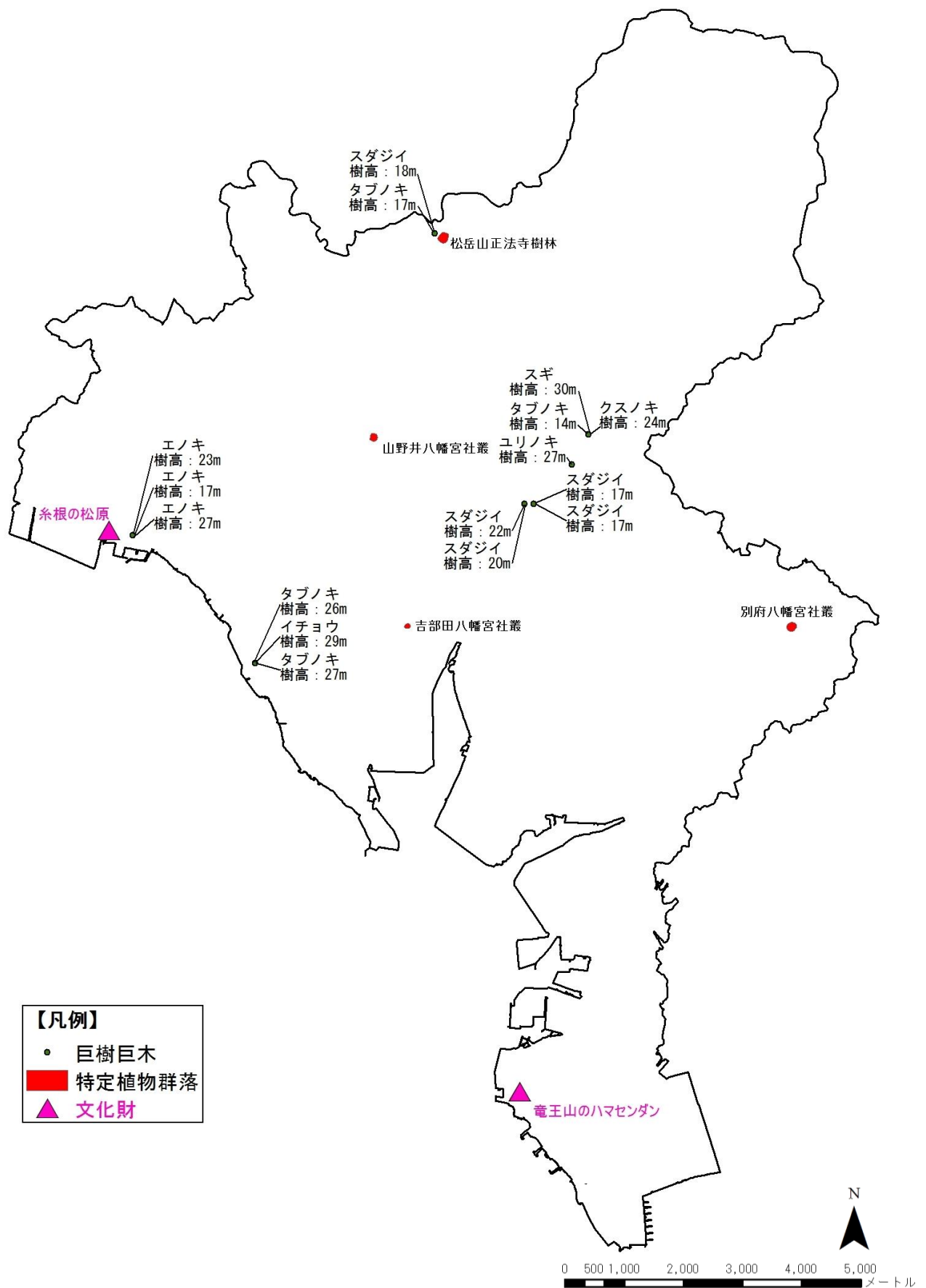


図 巨樹・巨木、特定植物群落及び文化財分布図
 （環境省：生物多様性センター 第3・5回（昭和58～平成10年度）
 特定植物群落調査、第6回（平成11～16年度）巨樹・巨木調査参照）

3. 動植物

市内には「レッドデータブックやまぐち※」に記載された貴重な動植物が生息しています。また、竜王山は西日本有数のヒメボタルの生息地となっています。

※山口県内に生息・生育する野生動植物の種を対象に、絶滅のおそれのある種を選定し、それらの分布状況や生息状況を明らかにすることにより、的確かつ効果的な野生動植物の保護対策を講じる上での基礎資料に資することを目的として作成されたもの。

表 市内に生息している絶滅のおそれのある種（鳥類）

分類種別	和名	レッドデータブックカテゴリー	
		山口県	環境省
鳥類	ナベヅル	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
	マナヅル	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
	ブuppウソウ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
	セイタカシギ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	ヤマドリ	絶滅危惧ⅠB類	－
	クロツラヘラサギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠA類
	ツクシガモ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
	コクガン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ヒシクイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	オオタカ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	アカアシシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	コアジサシ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ホウロクシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ズグロカモメ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	チュウサギ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	ヘラサギ	絶滅危惧Ⅱ類	情報不足
	シロチドリ	絶滅危惧Ⅱ類	－
	ミゾゴイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ミサゴ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ヨシゴイ	準絶滅危惧	－
	ノスリ	準絶滅危惧	－
	オオバン	準絶滅危惧	－
	ケリ	準絶滅危惧	－
	クロツグミ	準絶滅危惧	－
	ササゴイ	準絶滅危惧	－
	オシドリ	準絶滅危惧	－
	ヨシガモ	準絶滅危惧	－
	ヒクイナ	準絶滅危惧	－
	タマシギ	準絶滅危惧	－
	ウミネコ	準絶滅危惧	－
	カッコウ	準絶滅危惧	－
	アオバズク	準絶滅危惧	－
	フクロウ	準絶滅危惧	－
	ヨタカ	準絶滅危惧	－
	ヤマセミ	準絶滅危惧	－
	アカゲラ	準絶滅危惧	－
	センダイムシクイ	準絶滅危惧	－
	オオルリ	準絶滅危惧	－
	クロジ	準絶滅危惧	－

表 市内に生息している絶滅のおそれのある種（両生類、陸・淡水産貝類、植物、その他植物）

分類種別	和名	レッドデータブックカテゴリー	
		山口県	環境省
両生類	トノサマガエル	準絶滅危惧	－
	ニホンヒキガエル	準絶滅危惧	－
陸・淡水産貝類	メダカ	絶滅危惧ⅠＢ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ドジョウ	絶滅危惧ⅠＢ類	
	ヒメマルマメタニシ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	クルマヒラマキガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
植物	アゼオトギリ	絶滅危惧ⅠＡ類	絶滅危惧ⅠＢ類
	クチナシグサ	絶滅危惧ⅠＡ類	－
	マルミスブタ	絶滅危惧ⅠＡ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ナガバズバ	絶滅危惧ⅠＡ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ミカウスブタ	絶滅危惧ⅠＡ類	－
	ミスミイ	絶滅危惧ⅠＡ類	絶滅危惧ⅠＢ類
	アキザキヤツシロラン	絶滅危惧ⅠＡ類	－
	ニラバラ	絶滅危惧ⅠＡ類	－
	ウラシマソウ	絶滅危惧ⅠＡ類	－
	ハマボウ	絶滅危惧Ⅱ類	－
その他動物	カブトガニ	絶滅危惧ⅠＡ類	絶滅危惧Ⅰ類

表 レッドデータブックカテゴリー一覧

レッドデータブックカテゴリー	説明
絶滅	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種。
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
絶滅危惧ⅠＡ類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
絶滅危惧ⅠＢ類	ⅠＡ類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、 近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては 「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
情報不足	評価するだけの情報が不足している種。
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

4. 自然景観

本市の代表的な自然景観を以下にまとめます。

① 美しい眺望を有しているもの

竜王山公園は竜王山（標高 135.69m）に整備された公園です。公園の山頂からの眺望は、せとうち夢海道 50 景にも選ばれており、瀬戸内の素晴らしいロケーションを楽しめる場所です。晴れた日には、関門大橋、九州、四国連山が望めます。



竜王山公園

本市で最高峰の松嶽山（標高 323.7m）は、山頂からは厚狭市街を目の前に、右手に石山、左手に日ノ岳山などが市街地を背後から抱くように連なり、遠くは竜王山まで臨むことが出来ます。周辺は優れた自然環境に包まれ多くの方に親しまれています。



松嶽山

② 歴史を有しているもの

糸根地区公園内のクロマツ巨樹群は面積にして約 12,000 m²（クロマツ成木約 90 本）で、樹齢は最高で約 200 年と推定されており、市指定文化財に指定されています。このクロマツ林は、古来より白砂青松の風光明媚な景観を演出し、海水浴場等住民の憩いの場、また、防風林として海辺の人家を守り、漁民の休憩、小舟の避難などに格好の場を提供してきました。

また、竜王山山裾の大浜神社跡の裏に生育するハマセンダン（ハマセンダン）は、目通り幹囲 5.2m、根回りは約 12m、樹高約 15mの国内最大級のハマセンダンです。樹齢はおよそ 250 年と言われており、市指定文化財の天然記念物に指定されています。



糸根の松原



ハマセンダン

③ 住民が日頃親しみを感じているもの

市民 2,000 人に対して行った緑のまちづくりに関するアンケート調査によると、本市を代表する緑として、「江汐公園」「竜王山公園」が多く挙げられました。

江汐公園は、江汐湖を中心に、豊かな植生と多くの野鳥や昆虫に恵まれた公園です。四季折々の花が楽しめ、本市の観光名所として年間 20 万人の人が訪れています。



江汐公園

第2節

社会的条件

1. 人口

本市の人口、世帯数の状況は下表のとおりです。

人口は、平成17年以降微減傾向が続いており人口減少が継続しています。一方、世帯数は平成17年以降増加傾向にあり、核家族化・少子化の傾向がうかがえます。

表 人口・世帯数の推移（住民基本台帳）

	人口(人)	世帯数(世帯)
平成17年	68,170	27,215
平成18年	67,855	27,478
平成19年	67,610	27,681
平成20年	67,039	27,721
平成21年	66,777	27,992
平成22年	66,442	28,175
平成23年	66,157	28,336
平成24年	65,740	28,390
平成25年	65,275	28,465
平成26年	64,758	28,459
平成27年	64,433	28,600

※基準日:4月1日

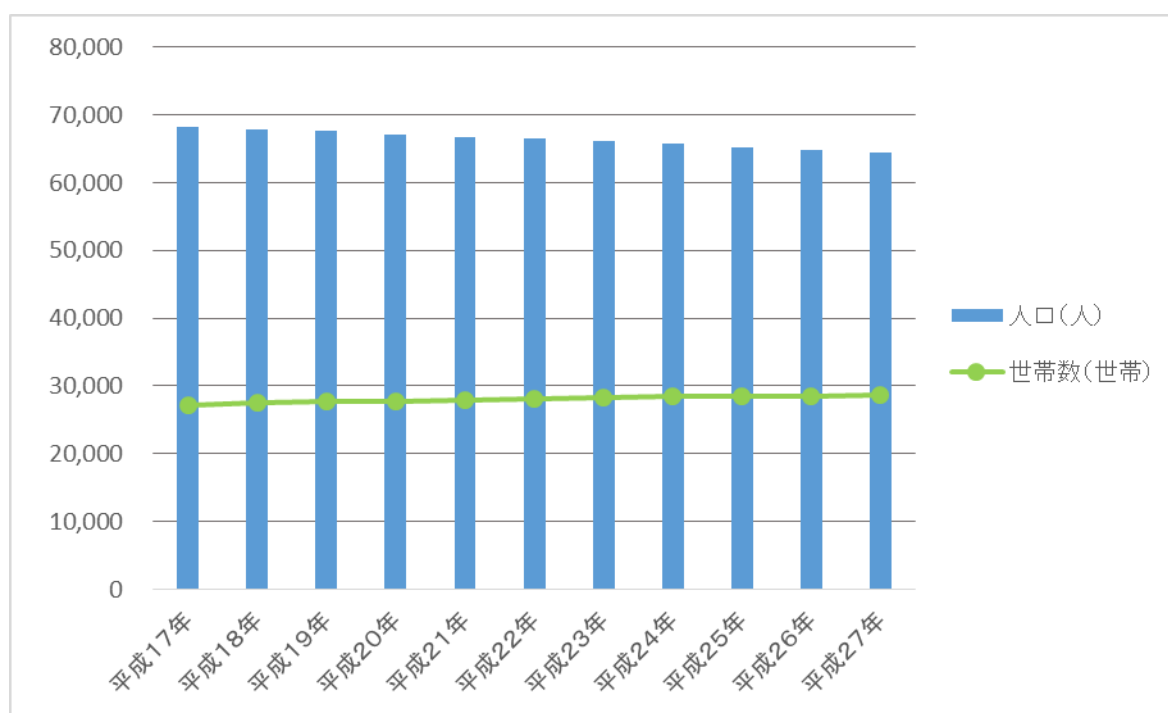


図 人口・世帯数の推移（住民基本台帳）

2. 土地利用

本市の土地利用の状況は、以下のとおりです。

本市の総面積は 13,299ha であり、山林が市域の約 40% (5,682.2ha) を占めています。宅地は市域の約 8% (1,046.5ha) です。

都市的土地利用の内訳をみると、住宅用地と工業用地の占める割合が高く、商業用地の占める割合は比較的低い状況となっています。また、工業団地の一部、厚狭駅周辺において、まとまった未利用地が残されています。

表 土地利用現況（山陽小野田市都市計画基礎調査（平成 24 年））

市街地区分		自然的土地利用						都市的土地利用									小計	合計
		農地		山林	水面	その他の自然地	小計	宅地			公共・公益用地	道路用地	交通施設用地	その他の公的施設用地	その他の空地			
		田	畑					住宅用地	商業用地	工業用地								
用途地域指定区域	面積 (ha)	122.8	158.4	176.9	34.0	5.3	497.4	642.1	97.3	577.1	370.5	275.7	31.6	0.0	449.2	2,443.6	2,941.0	
	割合 (%)	4.2	5.4	6.0	1.2	0.2	16.9	21.8	3.3	19.6	12.6	9.4	1.1	0.0	15.3	83.1	100.0	
用途地域指定外区域	面積 (ha)	1,185.3	369.2	5,505.3	541.1	76.9	7,677.8	404.3	27.9	76.3	308.9	392.9	49.4	13.5	1,407.0	2,680.2	10,358.0	
	割合 (%)	11.4	3.6	53.2	5.2	0.7	74.1	3.9	0.3	0.7	3.0	3.8	0.5	0.1	13.6	25.9	100.0	
合 計	面積 (ha)	1,308.1	527.6	5,682.2	575.1	82.2	8,175.2	1,046.5	125.3	653.4	679.4	668.6	81.0	13.5	1,856.1	5,123.8	13,299.0	
	割合 (%)	9.8	4.0	42.7	4.3	0.6	61.5	7.9	0.9	4.9	5.1	5.0	0.6	0.1	14.0	38.5	100.0	

※「公共・公益用地」は土地利用現況図の「公益施設用地」と「公共空地」の合計。

※非可住地は以下の通り。

「水面」、「その他の自然地」、「商業用地」の内で敷地面積 1ha 以上の大規模施設用地、「公共・公益用地」、「道路用地」、「交通施設用地」、「その他公的施設用地」。

これらのほか、土地利用状況に関係なく全ての工業専用地域。

※面積集計は、土地利用現況図を基に図上計測により算定。

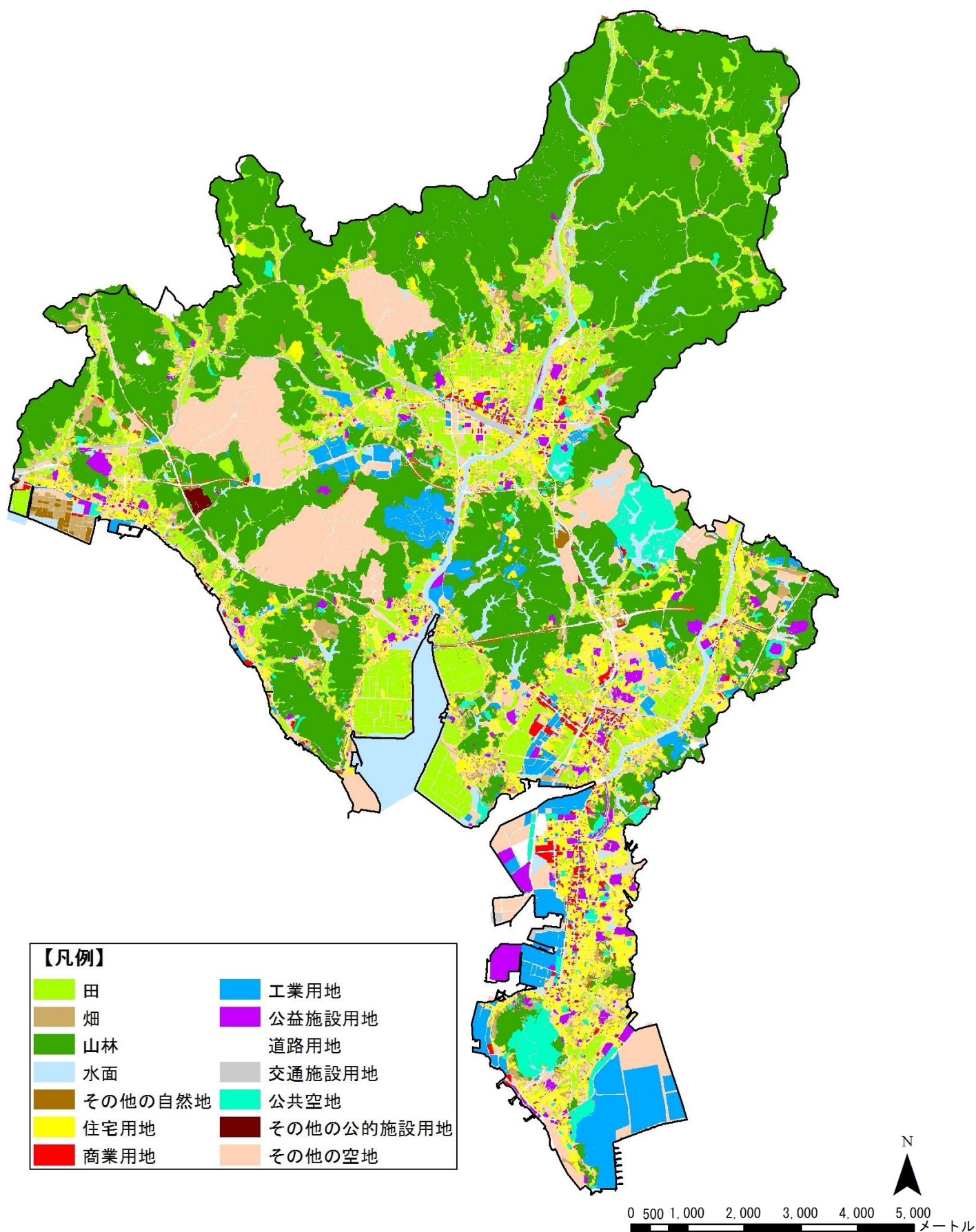


図 土地利用現況図
(山陽小野田市都市計画基礎調査(平成24年))

3. 法規制

本市の主な法規制の状況は、以下のとおりです。

都市計画区域は市全域に当たる 13,299ha が指定されています。また、市域の約 20% に当たる 2,941ha が、用途地域に指定されています。

農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域は 8,188ha 指定され、農用地区域の面積は 1,365ha が指定されています。

地域森林計画対象民有林は 4,916ha、保安林は全箇所 194.6ha が指定されています。緑地環境保全地域は 190ha、風致地区は全箇所 240.25ha が指定されています。

また、市内ではありませんが、水源地域の山林の保全育成を目指して、美祿市秋芳町嘉万（かま）地域では「水源涵養（かんよう）林」を取得し、環境保全に努めるとともに、「水と森」に関する啓発活動を進めています。

表 土地利用に関する主な法規制状況(山陽小野田市都市計画基礎調査(平成 24 年))

地域・地区	名 称		面積 (ha)	根拠法	備 考
都市地域	都市計画区域		13,299.00	都市計画法	
	用途地域指定区域		2,941.00	都市計画法	
農業地域	農業振興地域		8,188.00	農振法	
	農用地区域		1,365.00	〃	
森林地域	地域森林計画対象民有林		4,916.00	森林法	
	保安林	(棚田)	0.32	森林法	土砂流出防備
		(平原)	0.34	〃	〃
		(小松尾)	7.59	〃	〃
		(西の前)	0.29	〃	〃
		(菩提寺)	7.27	〃	土砂流出防備, 火災の防備, 公衆の保健
		(上久絵田)	24.79	〃	土砂流出防備, 火災の防備, 公衆の保健
		(旧山陽町)	154.00	〃	
自然保全地域	緑地環境保全地域 (西ヶ河内・小松尾)		190.00	自然環境保 全法	
その他	風致地区	(江汐)	109.00	都市計画法	
		(菩提寺山)	45.00	〃	
		(縄地ヶ鼻)	7.25	〃	
		(竜王山)	75.50	〃	
		(本山岬)	3.50	〃	

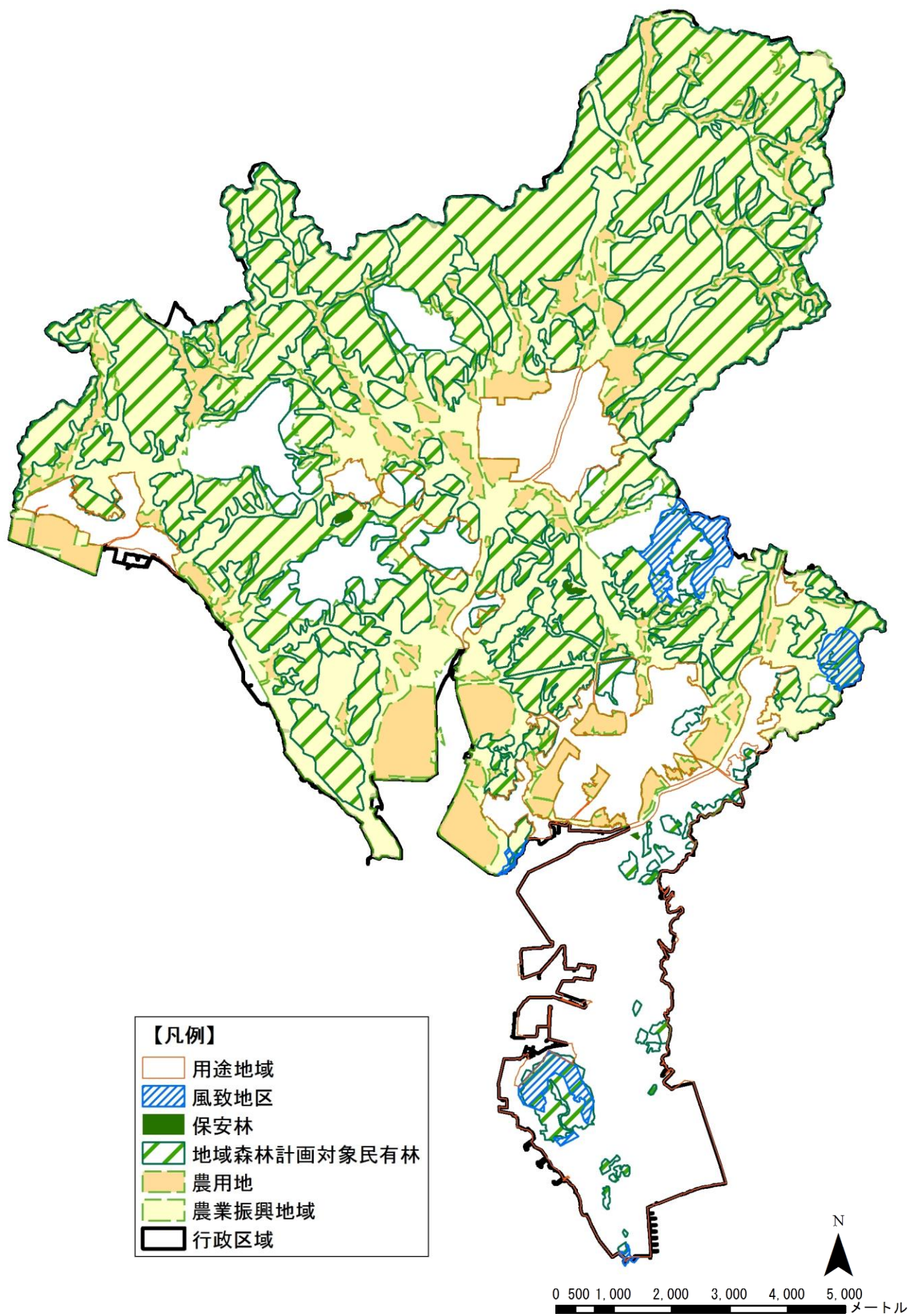


図 法規制現況
(山陽小野田市都市計画基礎調査(平成24年))

4. 交通

1) 道路網

本市の道路網は、山陽自動車道と国道 190 号、市域中央部を通る国道 2 号が東西方向の骨格を形成し、国道 316 号と県道小野田山陽線、小野田湾岸道路が南北方向を連絡する構造となっています。

2) 公共交通網

本市には、山陽新幹線厚狭駅があり、そのほか、JR 山陽本線、JR 小野田線、JR 美祢線の 3 路線によって周辺の都市と連絡しています。

3) 港湾

本市には、小野田港（重要港湾）、厚狭港（地方港湾）のほか、刈屋漁港、高泊漁港、埴生漁港、梶漁港の 4 つの漁港があります。



図 交通網図

5. 避難場所

本市の災害時避難場所は以下のとおりです。

広域避難場所は、竜王山、小野田中央公園、江汐公園の3箇所となっています。

表 避難場所一覧 1/2（山陽小野田市地域防災計画）

校区名	避難場所名	備考
本山校区	本山小学校	－
	本山公民館（福祉会館併設）	－
	本山コミュニティ体育館	－
	竜王山	広域避難場所
赤崎校区	赤崎小学校	－
	赤崎公民館（福祉会館併設）	－
	竜王中学校	－
	山口東京理科大学	－
須恵校区	商工センター会議室	－
	須恵小学校	－
	小野田中学校	－
	須恵公民館（福祉会館併設）	－
	須恵コミュニティ体育館	－
	小野田工業高等学校	－
	小野田中央公園（須恵健康公園）	広域避難場所
小野田校区	中央福祉センター	－
	小野田小学校	－
	市民館（公民館併設）	－
	市民体育館	－
高泊校区	高泊小学校	－
	高泊公民館（福祉会館併設）	－
	高泊コミュニティ体育館	－
高千帆校区	高千帆公民館	－
	高千帆福祉会館	－
	山陽小野田市役所	－
	小野田高等学校	－
	高千帆小学校	－
	高千帆中学校	－
	サビエル高等学校	－
有帆校区	有帆小学校	－
	有帆児童館	－
	有帆公民館（福祉会館併設）	－
	有帆コミュニティ体育館	－
	江汐公園管理棟	－
	江汐公園	広域避難場所

表 避難場所一覧 2/2（山陽小野田市地域防災計画）

校区名	避難場所名	備考
厚狭校区	森広会館	－
	川上会館	－
	福正寺公会堂	－
	保健センター（山陽総合事務所併設）	－
	厚狭小学校	－
	厚狭高等学校南校舎	－
	文化会館小ホール	－
	妙徳寺	－
出合校区	厚狭中学校	－
	出合公民館	－
	石丸総合館	－
厚陽校区	鳥越福祉会館	－
	厚陽中学校体育館	－
	厚陽小・中学校	－
	西福寺	－
埴生・津布田校区	津布田小学校	－
	森本公会堂	－
	埴生中学校	－
	埴生公民館	－
	埴生小学校	－
	福田公会堂	－
	長生園	－
	サンライフ山陽	－

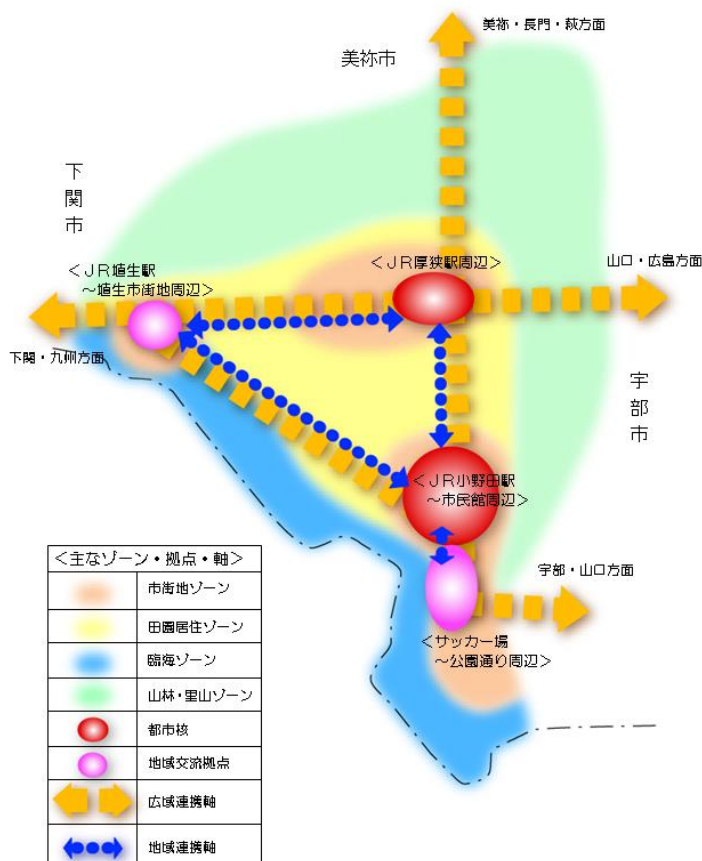
6. 関連計画及び事業

本市の上位関連計画の概要は以下のとおりです。

第一次山陽小野田市総合計画（平成 20 年 3 月策定）＜基本計画平成 25 年 3 月改訂＞

計画年度	平成 20 年度～29 年度
基本理念	●主理念 生活の質を重視した「住み良さ」の創造 ●取組理念 ・多様な組織や市民との協働による「住み良さ」づくり ・地域資源を活かした「住み良さ」づくり ・多元的なネットワークによる「住み良さ」づくり
将来都市像	人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良さ創造都市 ～子どもからお年寄りまで安心して住み続けられる心豊かなまちを目指して～
基本目標	①暮らしの安心・安全を守るまちづくり ②市民が主役のまちづくり ③うるおいのある快適なまちづくり ④にぎわいと活力にみちたまちづくり ⑤人が輝く心豊かなまちづくり
目標人口	平成 29 年（2017 年）：64,000 人
基本計画（改訂版） ＜みどりに関する基本方針＞	・環境保全意識の高揚 ・自然環境保全の推進 ・都市公園の整備と適正な管理運営と恵まれた緑地の保全 ・市民参加による緑化の推進 ・景観意識の高揚と良好な街並み景観の形成 ・環境への負荷の少ない社会への転換 ・生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境の整備

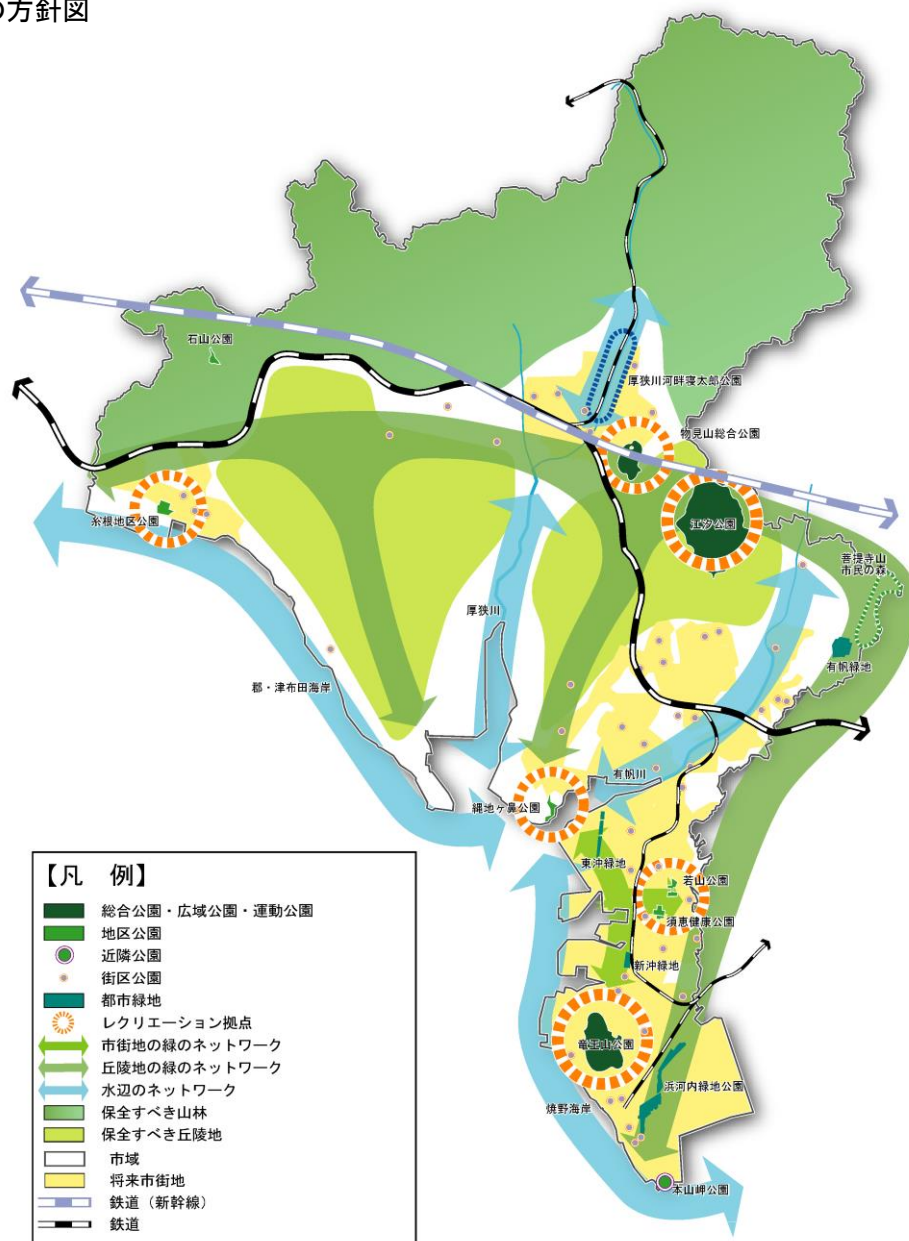
土地利用構想



山陽小野田市都市計画マスタープラン（平成21年3月策定）

計画年度	平成20年度～29年度
都市将来像	自然に抱かれ 人々の交流のなかで 共に育む 活力ある住み良さ創造都市
都市づくりの基本理念	① 安心・安全・快適・便利な都市を創る ② 地域の個性や資源を活かした都市を創る
都市づくりの基本方針	① 分散したコンパクトな市街地を活かした住み良さの創造 ② 充実した交通ネットワークを活かした住み良さの創造 ③ 恵まれた自然環境や歴史資源を活かした住み良さの創造 ④ 安心・安全まちづくりの推進による住み良さの創造 ⑤ 市民の視点に立った住み良さの創造
目標人口	平成29年（2017年）：64,000人
公園・緑地の整備方針	① 緑のネットワークによる連続性・回遊性の向上 ② 身近な公園の整備 ③ レクリエーション拠点となる大規模公園の整備・充実
自然環境保全の方針	① 良好な自然環境の保全 ② 無秩序な市街化の抑制と農地の保全 ③ 市街地内の緑化の推進

緑と水辺の方針図



第3節

人文的条件

1. 本市の歴史と沿革

本市は、古くから山陽道や山陰と山陽を結ぶ連絡路のある交通要衝の地として栄え、古墳時代においても現在の厚狭地域を治めていた豪族がいたことを示す長光寺山古墳や妙徳寺山古墳が分布しています。

中世から近世初頭にかけて「厚狭川に大きな堰を造って、荒地であった千町ヶ原に水路を引き、美田をつくった」という大工事が実現され、今でも堰、水路、美田が残っていますが、公的な記録には、いつ誰によって築かれたのか、発見されておらず、ここから「厚狭の寝太郎」伝説が誕生したとされています。

江戸時代には、本市を通っている山陽道が参勤交代や商品流通などの道として利用されていました。明治 14 年（1881 年）には、日本初の民間セメント会社が創立されるなど、明治以来、窯業・化学工業を中心に工業の街として発展してきました。この窯業の歴史を踏まえて、平成 15 年（2003 年）、きららビーチ焼野海岸沿いにガラス工房がオープンし、全国レベルの現代ガラス展なども開催されています。

現在の山陽小野田市は、平成 17 年 3 月 22 日に旧小野田市、旧山陽町が合併して誕生しました。

2. 郷土芸能

本市における代表される郷土芸能は以下のとおりです。

伝統芸能	内容
古式行事	明治 30 年頃に厚狭天神まつりの行事として始まったとされ、現在は毎年 11 月の厚狭秋まつりで披露されています。行列は、大人の大行司、子供の小行司、それぞれ 15 名が鮮やかに道具を振りかざしていき、その後に馬に乗った大殿様や姫かごに乗った姫様などの行列が続きます。
百万遍念仏	有帆片山地区で、333 個の大きな桐の玉を連ねた数珠を読経と太鼓に合わせて繰る。家内安全・五穀豊穡を祈って行われます。
木戸刈屋盆唄	江戸時代、萩から五郎という男が刈屋に来て生活をしていたところ、毛利の家老の娘が五郎を慕って来たが、二人の結婚に反対した娘の親が迎えに来ました。そこで、木戸と刈屋の境に松の木を植え、舞を踊って別れたという伝説があります。

3. 指定文化財等

本市には古墳時代から豪族が住みつき、中世から近世にかけては、かんがい用水や干拓の工事により美田が作られ、明治以降は臨海部を中心に石炭産業、セメント産業が発展しました。

このため、本市の文化財も、長光寺山古墳に代表される古墳や出土品、浜五挺唐樋などの土木建造物、そして小野田セメントに関連する建築物などが特徴的なものとなっています。

■国指定

周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋	寛文8(1668)	旧小野田セメント製造株式会社竪窯 (徳利窯)	明治16(1883)
------------------	-----------	---------------------------	------------

■国登録

小野田セメント山手倶楽部	大正3(1914)
--------------	-----------

■県指定

長光寺山古墳・出土品	4世紀後半	岩崎寺仏像 木造千手観音菩薩立像 木造釈迦如来坐像 木造阿弥陀如来坐像 木造大日如来坐像 木造阿弥陀如来坐像 木造不動明王立像 木造聖観音菩薩立像
妙徳寺山古墳出土品	5世紀前半	
妙徳寺山1号経塚出土品	平安後期	
物見山経塚出土品	中世初期	
正法寺木造十一面観音菩薩立像	建久4(1193)	
正法寺銅鐘	正平18(1363)	
旧小野田セメント製造株式会社竪窯 (通称: 徳利窯)	明治16(1883)	

■市指定

平松1号古墳	5～6世紀	松山窯跡出土品	6世紀中頃
仁保の上古墳	6世紀末	塚の川古墳	6世紀末
円応寺仏像 薬師如来坐像 不動明王立像 毘沙門天立像	天平20(748) 他	長光寺山経塚	平安末期
		長光寺山経塚出土品	平安末期
		正法寺古文書	13～17世紀
		仁保の上道乾屋敷跡	中世
岩崎寺観音堂鰐口	明徳3(1392)	厚狭毛利家墓所及び墓碑	2代元康以降
高泊御開作新田記	寛文12(1672)	法蓮寺梵鐘	元禄3(1690)
塩浜石灰梵滓堆積地	17世紀頃	洞玄寺石字経王塔	安永9(1780)
千林尼の大休・指月石畳道	文久2(1862)	旦の登り窯	明治23頃
小野田の皿山用具・皿山製品	明治～昭和	旧本山炭鉱斜坑坑口	大正6(1917)
古式行事		糸根の松原	

ハマセンダンを市指定文化財に追加（平成25年6月7日指定）

近代化産業遺産(平成23年4月現在)

■セメント製造関連遺産

旧小野田セメント製造株式会社竪窯 (通称: 徳利窯)	明治16(1883)	小野田セメント山手倶楽部	大正3(1914)
		旧小野田セメント本社事務所	昭和3(1928)
旧小野田セメント役員社宅	大正13(1924)	製樽機、蒸気機関	明治

■窯業関連遺産

旦の登り窯	明治23頃	三好邸瓶垣	昭和3(1928)
小野田の皿山用具・皿山製品	明治～昭和	泥漉し場・バック・オロ跡	

(市文化振興ビジョン(平成23年4月))

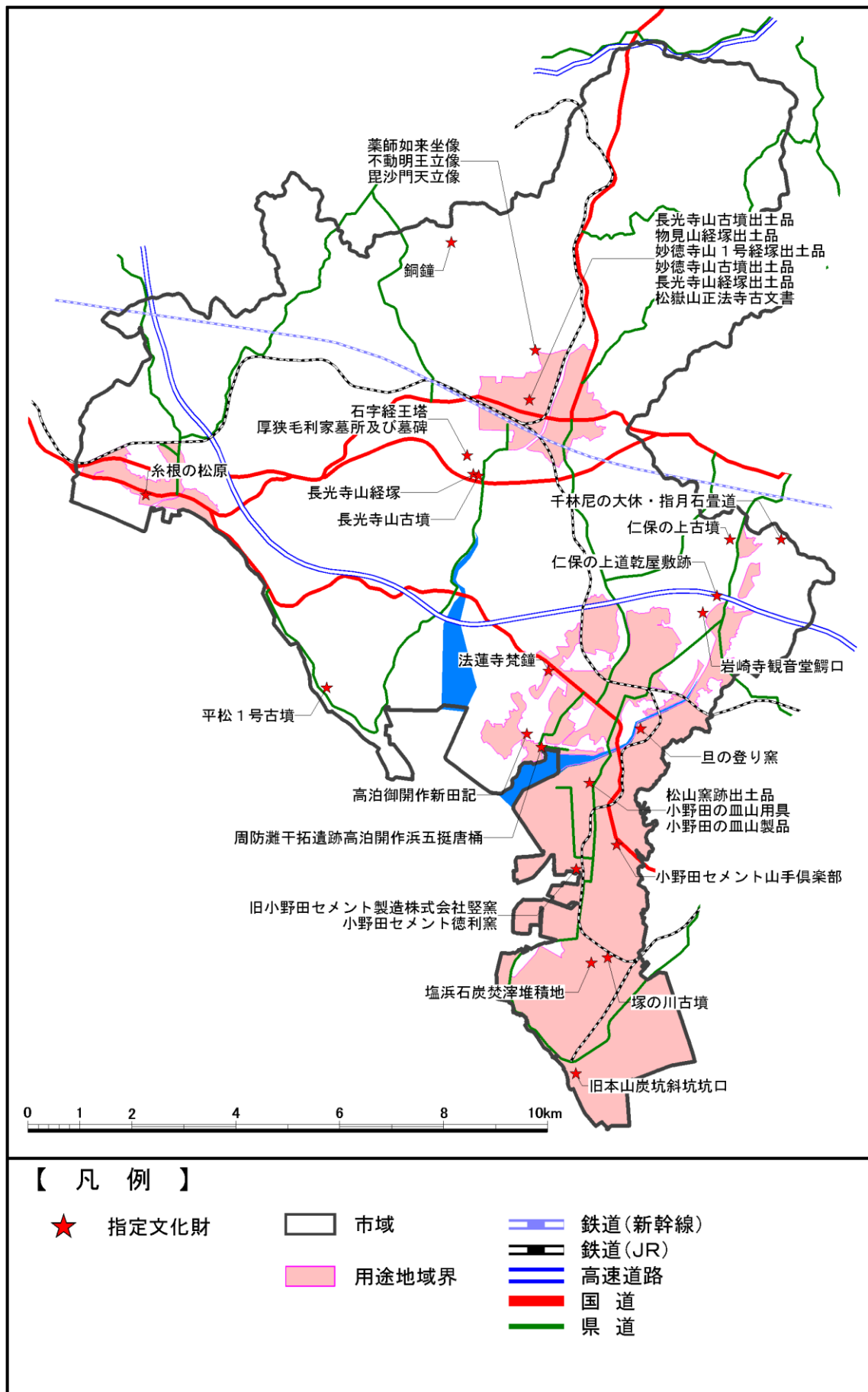


図 文化財分布図（都市計画マスタープラン資料）

第3章 緑の実態

第1節 施設系緑地

1. 都市公園の状況

市内の都市公園の現況は以下の表のとおりです。市民1人当たり都市公園面積は全国及び山口県の値を、大きく上回っています。

表 都市公園の現況（平成27年4月）

種類	種別	箇所数	面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	48	13.46
	近隣公園	1	3.50
	地区公園	5	22.27
都市基幹公園	総合公園	3	73.26
	運動公園	0	0.00
広域公園		1	143.22
緑地		5	35.94
墓園		1	0.60
小計		64	292.25

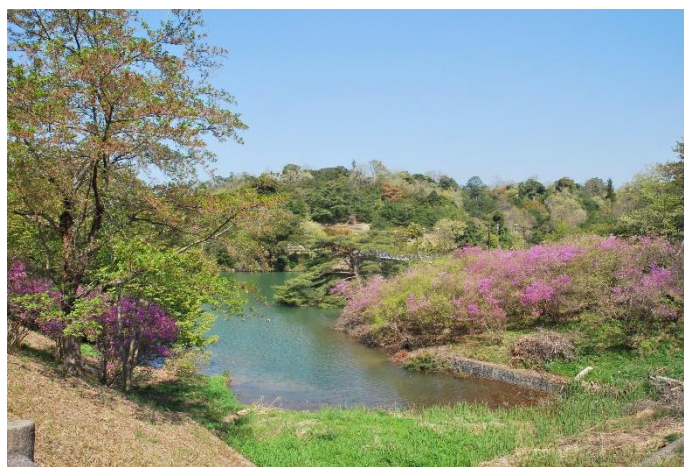
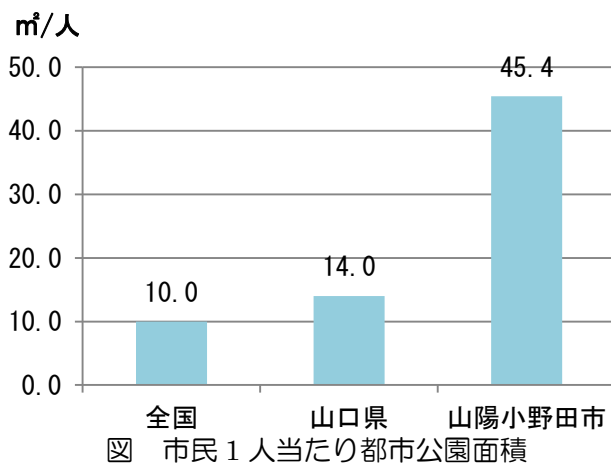


写真 江汐公園



写真 物見山公園

2. 都市計画公園の状況

都市計画公園の現況は以下の表のとおりとなっています。都市計画公園全体の約 8 割が開設済みで、残りの約 2 割が未開設となっています。

表 都市計画公園の現況（平成 27 年 4 月）

種類	種別	計画		開設	
		箇所数	計画 (ha)	箇所数	計画 (ha)
住区基幹公園	街区公園	36	12.72	26	8.24
	近隣公園	2	5.73	1	3.50
	地区公園	4	18.58	4	18.58
都市基幹公園	総合公園	3	98.60	3	73.26
	運動公園	1	12.00	0	0.00
広域公園		1	146.30	1	143.22
緑地		4	42.40	4	35.84
墓園		1	15.20	1	0.60
小計		52	351.53	40	283.24

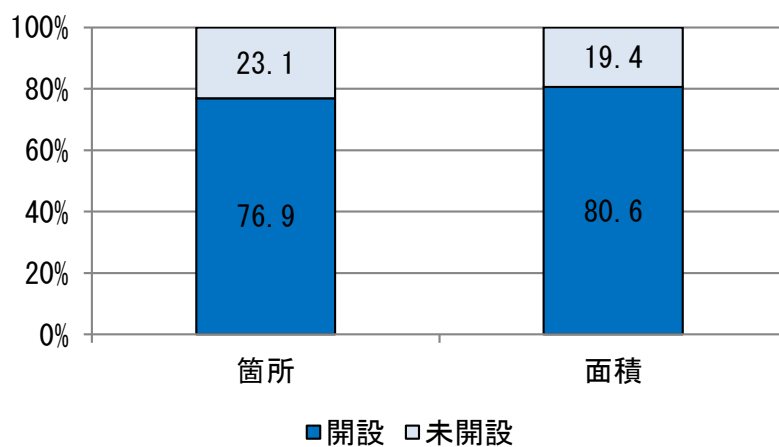


図 都市計画公園の開設状況

表 都市計画公園一覧(1/2)

区域	公園名	計画面積 (ha)	計画年月日	開設面積 (ha)	開設年月日
山陽小野田 都市計画区域 (旧小野田市)	日の出公園	0.44	S30.03.31		
	高千帆公園	0.25	S42.12.07	0.25	S43.02.11
	旭町公園	0.36	S30.03.31	0.29	S56.05.01
	日出公園	0.47	S30.03.31		
	桜町公園	0.25	S57.09.16	0.25	S58.03.30
	千代町公園	0.56	S30.03.31		
	丸河内公園	0.38	S30.03.31		
	港町公園	0.67	S30.03.31		
	野来見公園	0.22	S30.03.31		
	西の浜公園	0.35	S30.03.31		
	笹尾公園	0.38	S59.10.02	0.38	S61.03.31
	上の台公園	0.33	S30.03.31		
	大浜公園	0.29	S30.03.31		
	大須恵公園	0.65	S30.03.31		
	ひばりが丘公園	0.29	S49.08.10	0.29	S50.02.11
	西の浜2号公園	0.45	S50.12.05	0.45	S51.03.30
	えびす公園	0.23	S50.12.05	0.23	S51.12.25
	くし山公園	0.26	S52.03.10	0.26	S53.02.11
	松浜1号公園	0.26	S52.03.10	0.26	S53.12.01
	松浜2号公園	0.30	S52.03.10	0.30	H02.03.31
	叶松公園	0.56	S54.03.12	0.56	S55.05.01
	有帆公園	1.20	H20.06.23	1.20	H06.07.22
	旦公園	0.27	S59.10.02	0.27	S60.03.30
	高千帆ふれあい公園	0.80	S62.12.03	0.80	H02.03.31
	浜田公園	0.28	H01.11.13	0.28	H03.03.31
	西高泊公園	0.61	H13.08.07	0.61	H14.04.01
	杵築公園	2.23	S30.03.31		
	本山岬公園	3.50	S42.12.07	3.50	S48.03.31
	若山公園	4.58	S30.03.31	4.58	S09.05.01
	小野田中央公園	3.80	S59.10.02	3.80	S63.03.31
	縄地ヶ鼻公園	4.60	H13.08.07	4.60	H19.03.30
	二番堤公園	12.30	S30.03.31	4.23	S61.10.01
	竜王山公園	65.50	S30.03.31	50.00	H13.04.01
	末広公園	12.00	S30.03.31		
	江汐公園	146.30	H13.08.21	143.22	H20.03.25
	浜河内緑地公園	23.30	S42.12.07	20.30	S52.10.01
	東沖緑地	6.10	S58.09.27	6.10	S61.06.01
	新沖緑地	2.50	S61.07.15	2.50	S63.03.31
	有帆緑地	10.50	H08.12.13	6.94	H13.04.01
	小野田霊園	15.20	S30.03.31	0.60	S46.04.01

表 都市計画公園一覧(2/2)

区域	公園名	計画面積 (ha)	計画年月日	開設面積 (ha)	開設年月日
山陽小野田 都市計画区域 (旧山陽町)	常盤公園	0.13	S46.07.02	0.13	S55.02.20
	殿町公園	0.29	S46.07.02	0.29	S55.02.20
	寝太郎公園	0.18	S48.08.10	0.18	S55.02.20
	厚陽公園	0.10	S50.08.26	0.10	S55.02.20
	浜崎公園	0.16	S50.12.02	0.16	S55.02.20
	厚陽団地公園	0.17	S52.01.17	0.17	S55.02.20
	西善寺公園	0.15	S53.01.07	0.15	S55.02.20
	緑ヶ原公園	0.15	S53.12.16	0.15	S55.02.20
	西側公園	0.12	S55.04.25	0.12	S58.03.24
	大沖田公園	0.11	S57.03.25	0.11	S58.03.24
	糸根地区公園	5.60	H18.03.01	5.60	H18.03.01
	物見山総合公園	20.80	S46.07.16	19.03	S58.03.24

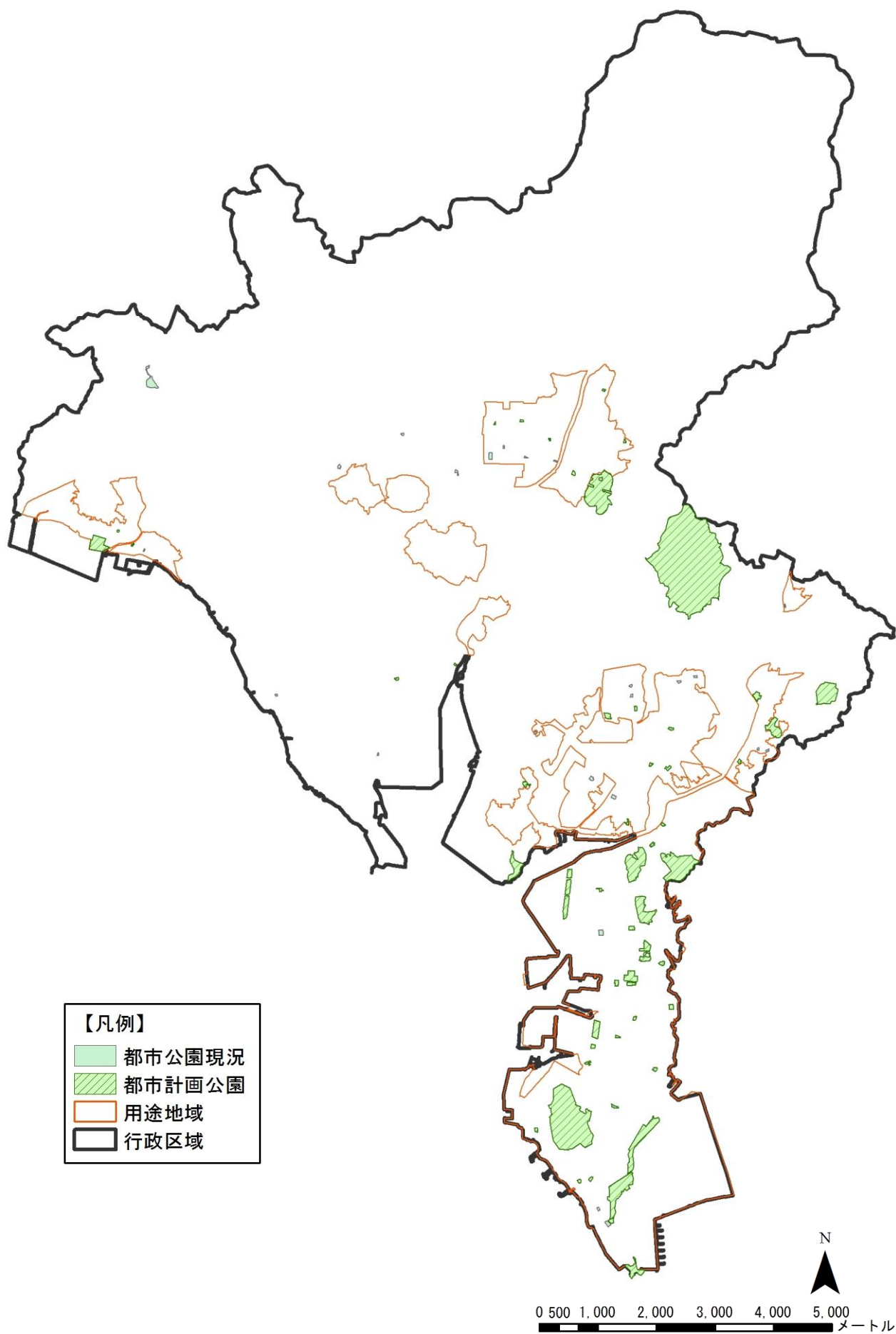


図 公園位置

3. 街路樹

本市の街路樹の種類は以下のとおりです。

樹木名		
クスノキ	エノキ	ホルトノキ
ユリノキ	アメリカフウ	イブキ
イチョウ	タイワンフウ	サクラ
クロガネモチ	ケヤキ	ポプラ
ナンキンハゼ	プラタナス	

(街路樹調査(平成21年))

4. 公共施設緑地

本市の公共施設緑地は以下のとおりです。

単位：ha

区分	用途地域指定区域			用途地域指定 外区域(4)	都市計画 区域 (3)+(4)=(5)
	人口集中地区 (D I D) (1)	(1)を除く区域 (2)	小計 (1)+(2)=(3)		
公園、緑地	14.0	110.8	124.8	144.0	268.7
広場、運動場	5.5	10.3	15.8	7.3	23.0
墓園	1.6	23.4	25.0	64.8	89.8
合計	21.1	144.5	165.6	216.0	381.5

(山陽小野田市都市計画基礎調査(平成24年))

5. 民間施設緑地

本市の民間施設緑地は以下のとおりです。

単位：ha

区分	用途地域指定区域			用途地域 指定外区域 (4)	都市計画 区域 (3)+(4)=(5)
	人口集中 地区(D I D) (1)	(1)を除く 区域 (2)	小計 (1)+(2)=(3)		
社寺境内地、墓地 その他これらに類するもの	1.1	13.9	14.9	18.0	32.9
給排水その他処理施設等の 公共公益施設付属緑地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
遊園地、私設公園、施設分区園 その他これらに類する民営私設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
共同住宅緑地、工場緑地 その他これらに類する施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
学校、企業厚生施設 その他これらに類する施設	16.1	22.9	39.0	9.2	48.2

(山陽小野田市都市計画基礎調査(平成24年))

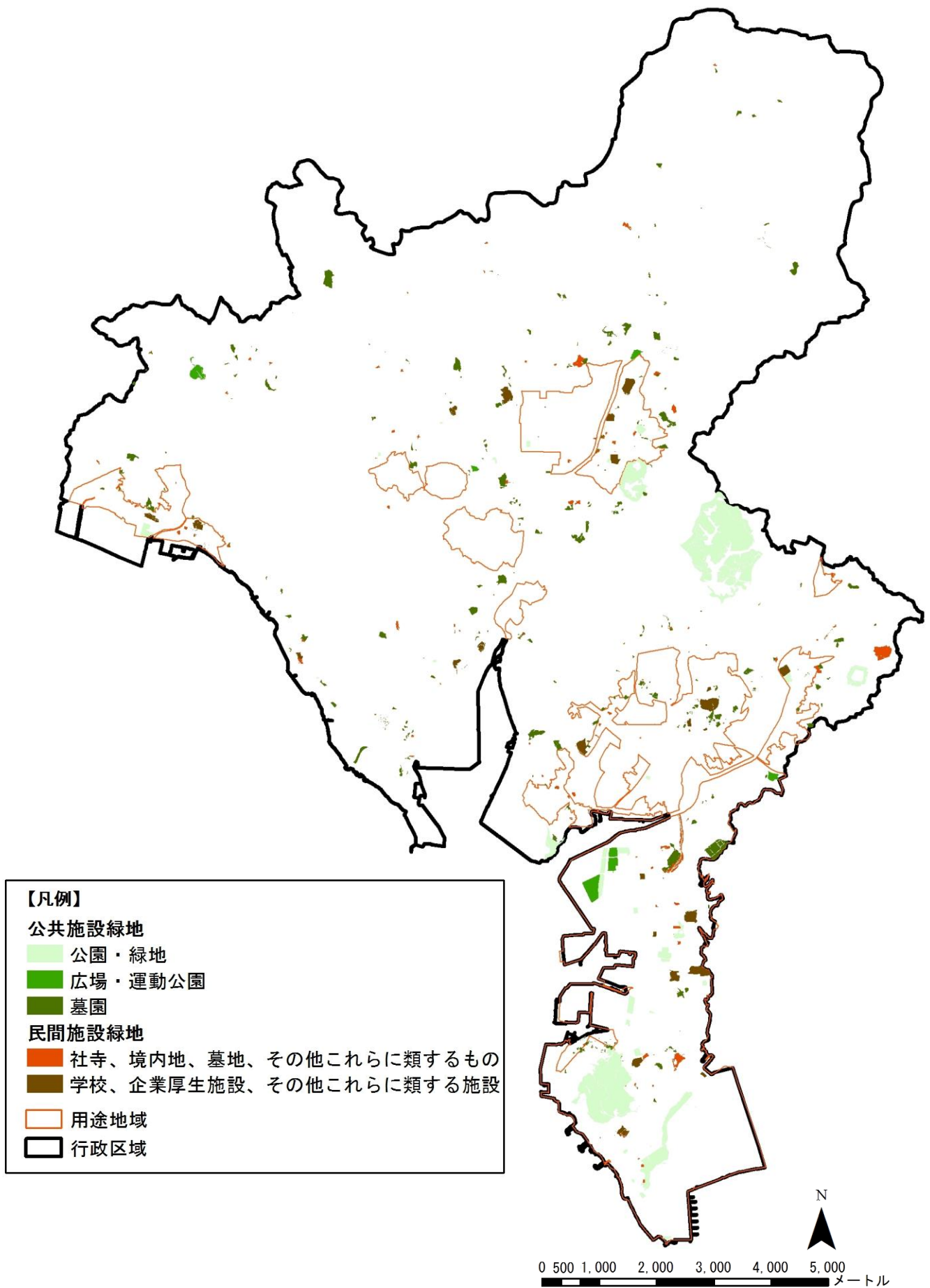


図 公共施設緑地、民間施設緑地現況図
(山陽小野田市都市計画基礎調査(平成24年))

第2節

地域制緑地

地域制緑地としては、農振農用地区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林等が挙げられ、その指定面積は行政区域全体で約 7,660ha、用途地域内で約 398ha、用途地域外で約 7263ha という状況です。（各区域の重複部分は除く）

表 地域制緑地の現況量

	面積 (ha)		
	行政区域	用途地域	
地域制緑地	7, 660. 63	区域内	397. 52
		区域外	7263. 11

※地域制緑地の面積は図上計測による

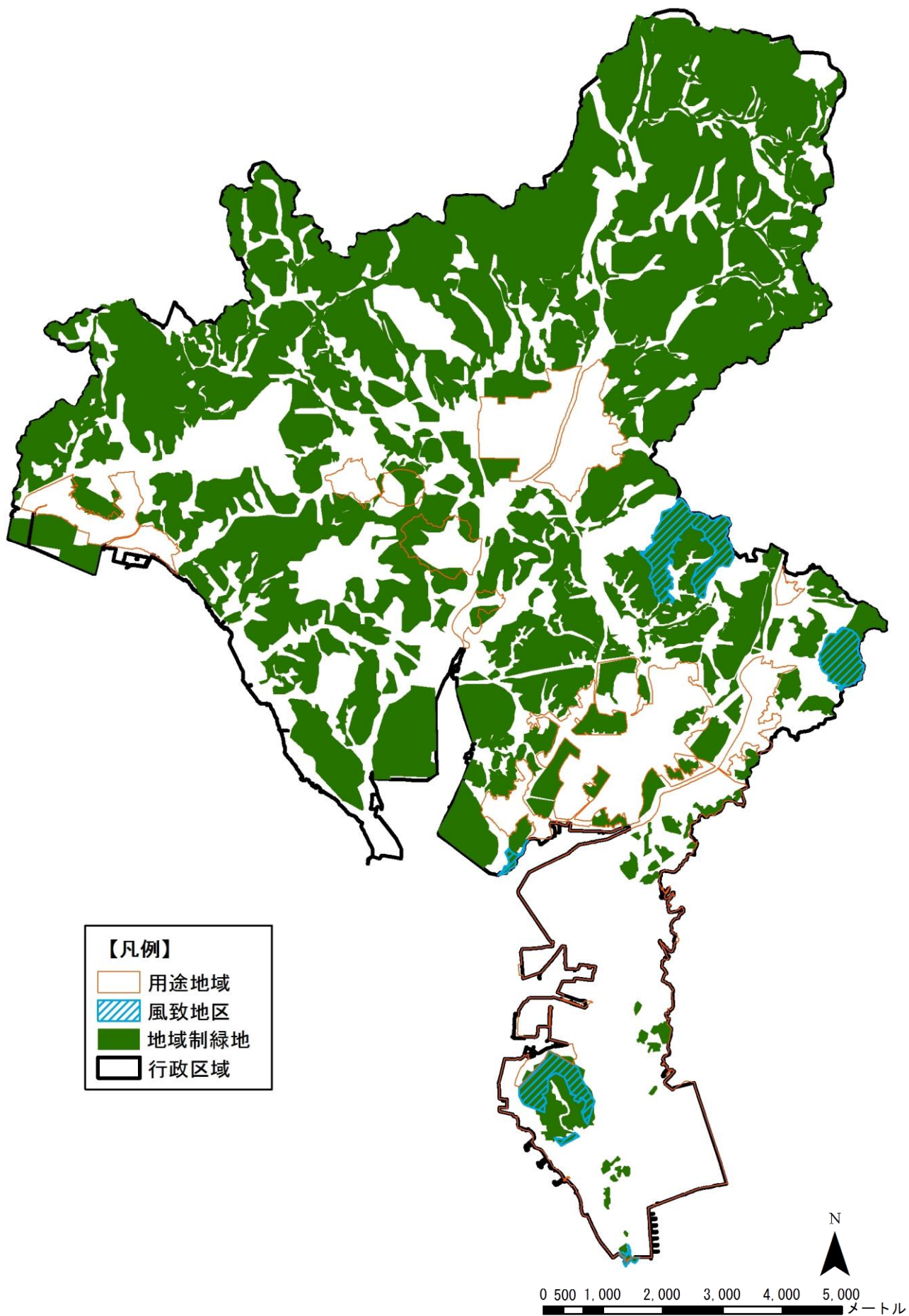


図 地域制緑地現況図

第3節 都市緑化

主な公共施設の緑化率（敷地に対する緑被地の割合）は以下のとおりで、平均緑化率は6%となっています。施設によるばらつきはあるものの、小中学校で緑化率の低い施設が多く見られます。

表 主な公共施設の緑化状況

	敷地面積（㎡）	緑被地面積（㎡）	緑化率（％）
有帆小学校	23,874	447	1.9
高千帆小学校	13,095	600	4.6
高泊小学校	19,687	798	4.1
小野田小学校	17,686	756	4.3
須恵小学校	23,690	1,678	7.1
赤崎小学校（分校含む）	19,539	909	4.7
本山小学校	22,078	781	3.5
厚狭小学校	29,079	3,324	11.4
厚陽小学校	17,800	413	2.3
出合小学校	17,329	2,087	12.0
埴生小学校	20,014	2,045	10.2
津布田小学校	12,193	443	3.6
高千帆中学校	30,781	311	1.0
小野田中学校	29,756	723	2.4
竜王中学校	29,566	1,076	3.6
厚狭中学校	34,123	3,888	11.4
埴生中学校	21,790	1,444	6.6
厚陽中学校	15,040	444	3.0
サビエル高等学校	28,390	3,668	12.9
小野田工業高校	20,701	439	2.1
厚狭高校 北校舎	36,880	2,621	7.1
厚狭高校 南校舎	23,728	2,260	9.5
小野田高校	47,415	2,176	4.6
山口東京理科大学	64,532	5,975	9.3
山陽小野田市役所	12,983	770	5.9
山陽小野田市総合事務所	11,226	510	4.5
山陽小野田市文化会館	16,744	178	1.1
山陽小野田市民館・中央図書館	20,742	2,520	12.1
平均緑化率			6.0

※敷地、緑被地は航空判読による。（山陽小野田市総合事務所は設計図から算出）

第4章 市民意識

市民意識については、平成26年11月に実施した「緑に関するアンケート調査」結果の概要を示したものです。

■ アンケート調査の実施状況

○実施時期：平成26年11月

○対象者：18歳以上の市民

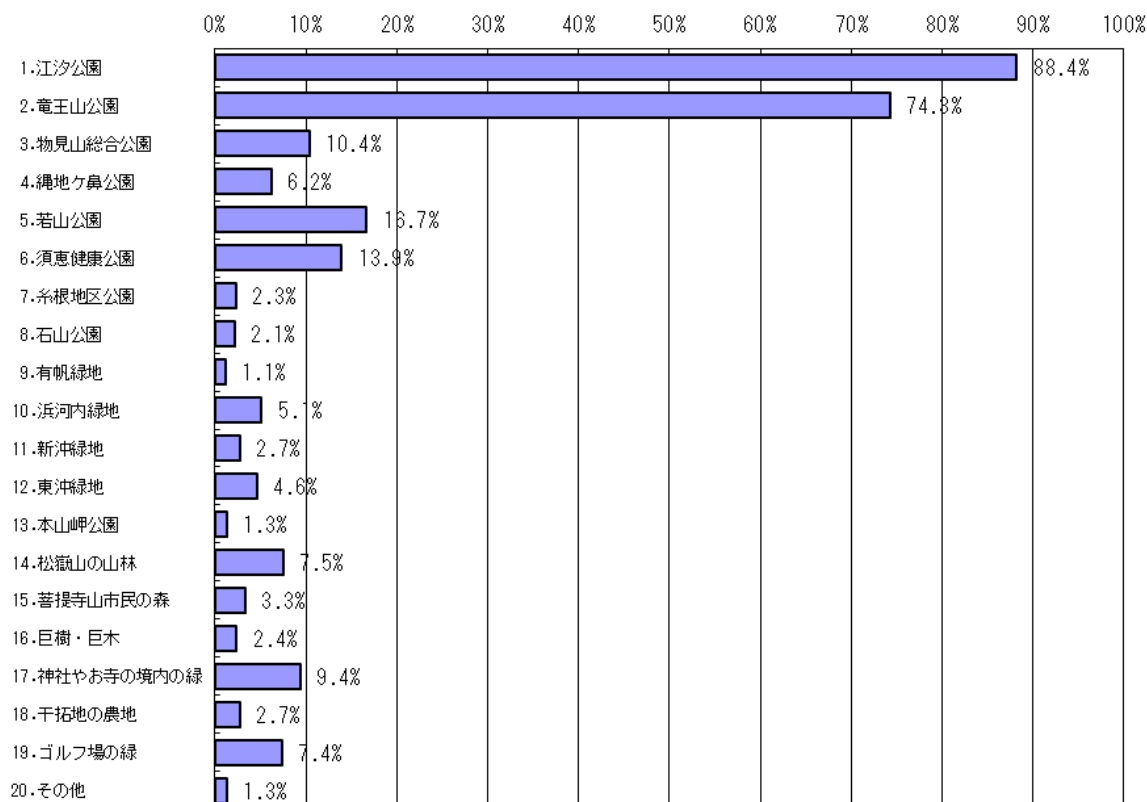
○配布数：2,000

○回収数：846

○回収率：42.3%

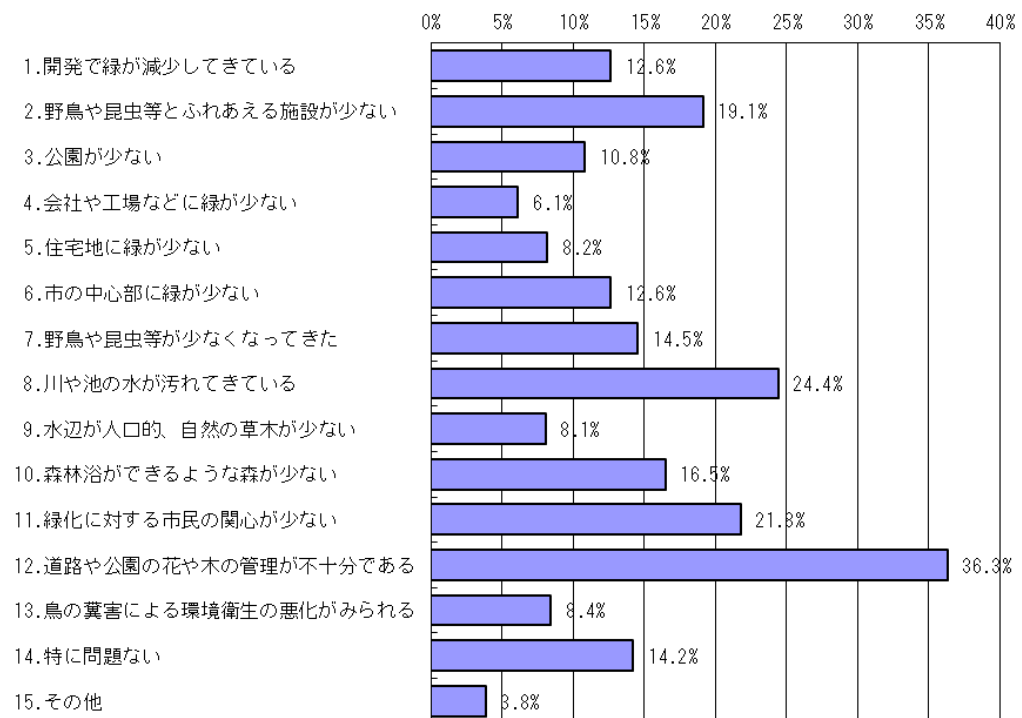
1. 市を代表する緑

市を代表する緑は、「1. 江汐公園」が約88%で最も多く、次いで「2. 竜王山公園」が約74%と、この2つの公園が特に多くなっています。



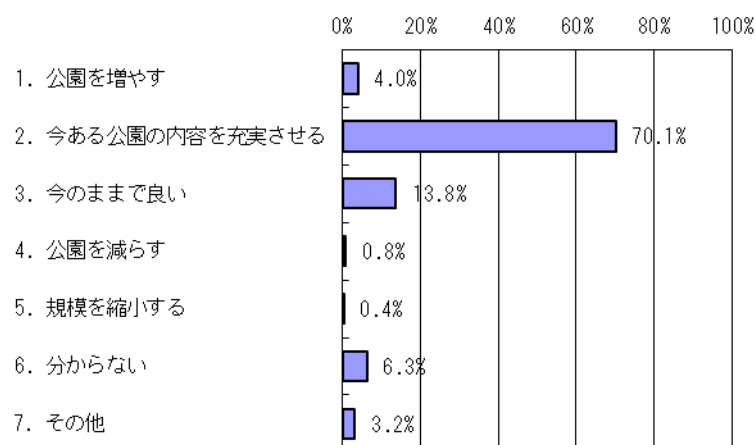
2. 自然環境や緑の現状の問題点

市の自然環境や緑の現状の問題は、「12. 道路や公園の花や木の管理が不十分である」が約 36%で最も多く、次いで「8. 川や池の水が汚れてきている」が約 24%、「11. 緑化に対する市民の関心が少ない」が約 22%、「2. 野鳥や昆虫等とふれあえる施設が少ない」が約 19%となっています。



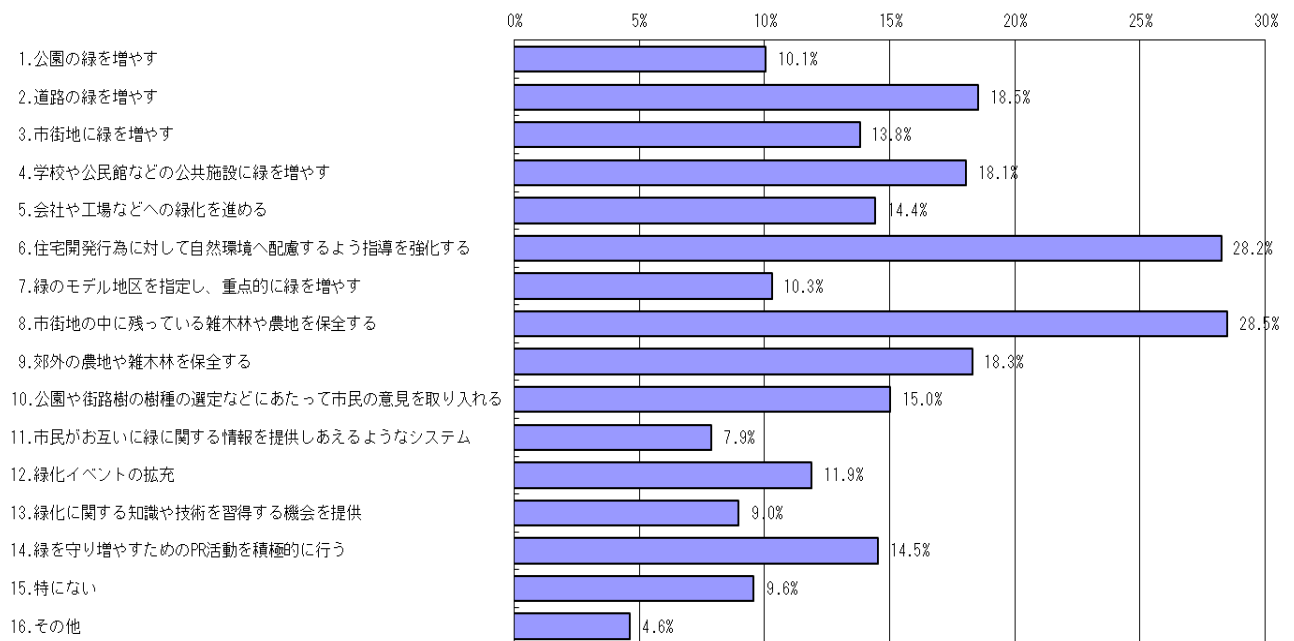
3. 公園の整備方針

公園の整備方針は、「2. 今ある公園の内容を充実させる」が約 70%と最も多くなっています。



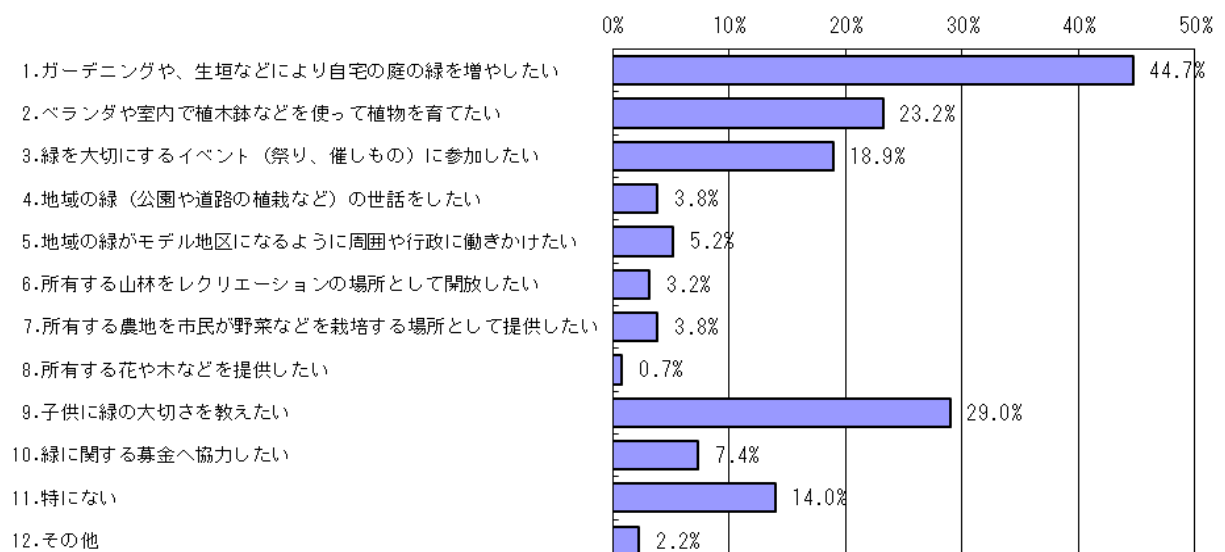
4. 緑を増やしていく施策

緑を増やしていく施策は、「8. 市街地の中に残っている雑木林や農地を保全する」が約29%、「6. 住宅開発行為に対して自然環境へ配慮するよう指導を強化する」約28%とこれらが最も多くなっています。その他、「2. 道路に緑を増やす」、「4. 学校や公民館などの公共施設に緑を増やす」、「9. 郊外の農地や樹林地を保全する」が18%台であり、自然環境の保全に関する意向が高くなっています。



5. 緑を守り育てていく市民の取組

緑を守り増やしていく市民の取組は、「1. ガーデニングや、生垣などにより自宅の庭の緑を増やしたい」が約45%で最も多く、次いで、「9. 子供に緑の大切さを教えたい」で約29%、「2. ベランダや室内で植木鉢（プランター）などを使って植物を育てたい」で約23%と身近な緑化の取組が多くなっています。



第5章 緑の分析・評価

第1節 系統別の評価

1. 環境保全系統

1) 評価の視点

緑地が持つ環境保全面から見た評価は、本市の自然の骨格を形成している緑地と、都市環境の改善に資する緑地を評価します。

自然の骨格を形成している緑地としては、自然性の高い緑地を対象とします。

また、都市環境の改善に資する緑地は、工業都市である本市の特徴を踏まえて、工場周辺にある緩衝機能を持つ緑地を評価することとします。

評価の視点	評価対象
①本市の自然の骨格を形成する緑地	・ 自然性の高い緑地（植生自然度7以上※） ・ 特定植物群落や自然的な特徴のある緑地
②都市環境の改善に資する緑地	・ 工業専用地域と市街地の間にある緑地

※植生自然度とは、植生からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標のこと。自然度の区分は以下表のとおり。

植生自然度	概要	備考
1	市街地、造成地	植生が殆ど残存しない地区
2	農耕地（水田、畑地）	水田、畑地等の耕作地。緑の多い住宅地。（緑被率60%以上）
3	農耕地（樹園地）	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
4	二次草原（背の低い草原）	シバ群落等の背丈の低い草原
5	二次草原（背の高い草原）	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
6	造林地	常緑針葉樹、落葉広葉樹、常緑広葉樹等の植林地
7	二次林	クリーミズナラ群落、クヌギコナラ群落等一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
8	二次林（自然林に近いもの）	ブナ、ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等代償植生であっても特に自然植生に近い地区
9	自然林	エゾマツトドマツ群落、ブナ群集等、自然植生の内、多層の植物社会を形成する地区
10	自然草原自然草原、湿原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生の内単層の植物社会を形成する地区（⑨⑩は自然性の高さにおいて同じランク）

（資料：自然環境保全基礎調査（環境省編））

2) 評価結果

市北部の山間部を中心に植生自然度が高くなっており、巨樹巨木や特定植物群落の分布も見られます。一方、市南部の市街地では全体的に植生自然度は低くなっているものの、一部植生自然度の高い植生が分布し、緩衝緑地として浜河内緑地、東沖緑地が設けられています。

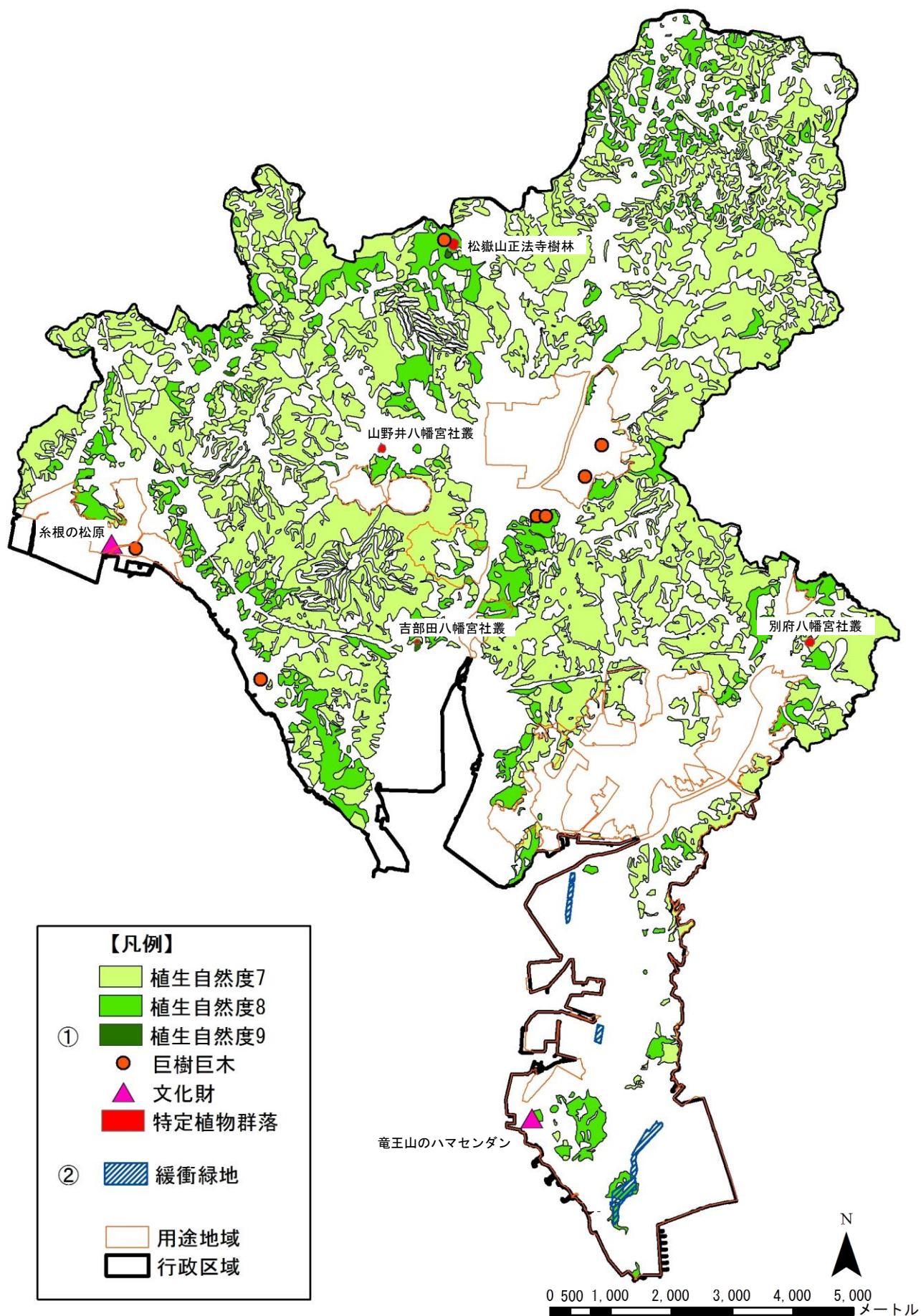


図 環境保全面から見た緑地の評価図

2. レクリエーション系統

1) 評価の視点

緑地が持つレクリエーション面から見た評価は、日常生活において身近なレクリエーション空間として機能する公園等と、広域的なレクリエーション需要や週末のスポーツ等のニーズにこたえる公園や広場等を評価します。

評価の視点	評価対象
①身近なレクリエーション空間に資する緑地	・ 住区基幹公園 ・ 歩いて行ける範囲内に公園が整備されていない地域※にある運動場、球技場、児童遊園等
②広域的、週末レクリエーション空間に資する緑地	・ 総合公園、運動公園等 ・ 運動場、球技場

※現況の都市公園から半径 250m の範囲を描き、その範囲に含まれていない地域から工業地域、工業専用地域を除外した区域を対象としている（次ページ図参照）

2) 評価結果

街区公園、近隣公園、地区公園といった住区基幹公園が身近なレクリエーション空間として評価されます。なお、歩いて行ける範囲内に公園が整備されていない地域には運動場、球技場、児童遊園等がありません。また、広域的なレクリエーション空間に資する緑地としては、総合公園、広域公園である物見山総合公園、竜王山公園、江汐公園や市内の運動場、球技場が挙げられます。

3) 都市計画公園の見直し方針

長期間未着手となっている都市計画施設については、その必要性の検証を行い適時適切な見直しを行うことが望ましいという考え方が国の都市計画運用指針において示されています。したがって、本市においても長期未着手となっている都市計画公園について、公園周囲の状況や公園予定地の現状を踏まえつつ見直しを行います。

なお、見直しの対象は、未整備の都市計画公園（部分開設している公園も含む）のうち、現在のところ事業着手について具体的な計画がないものを対象とします。

（参考）用途地域内の歩いて行ける範囲内に公園がない地域の割合：19%※

※用途地域面積 2,941ha、歩いて行ける範囲内に公園がない地域面積（用途地域内）558ha

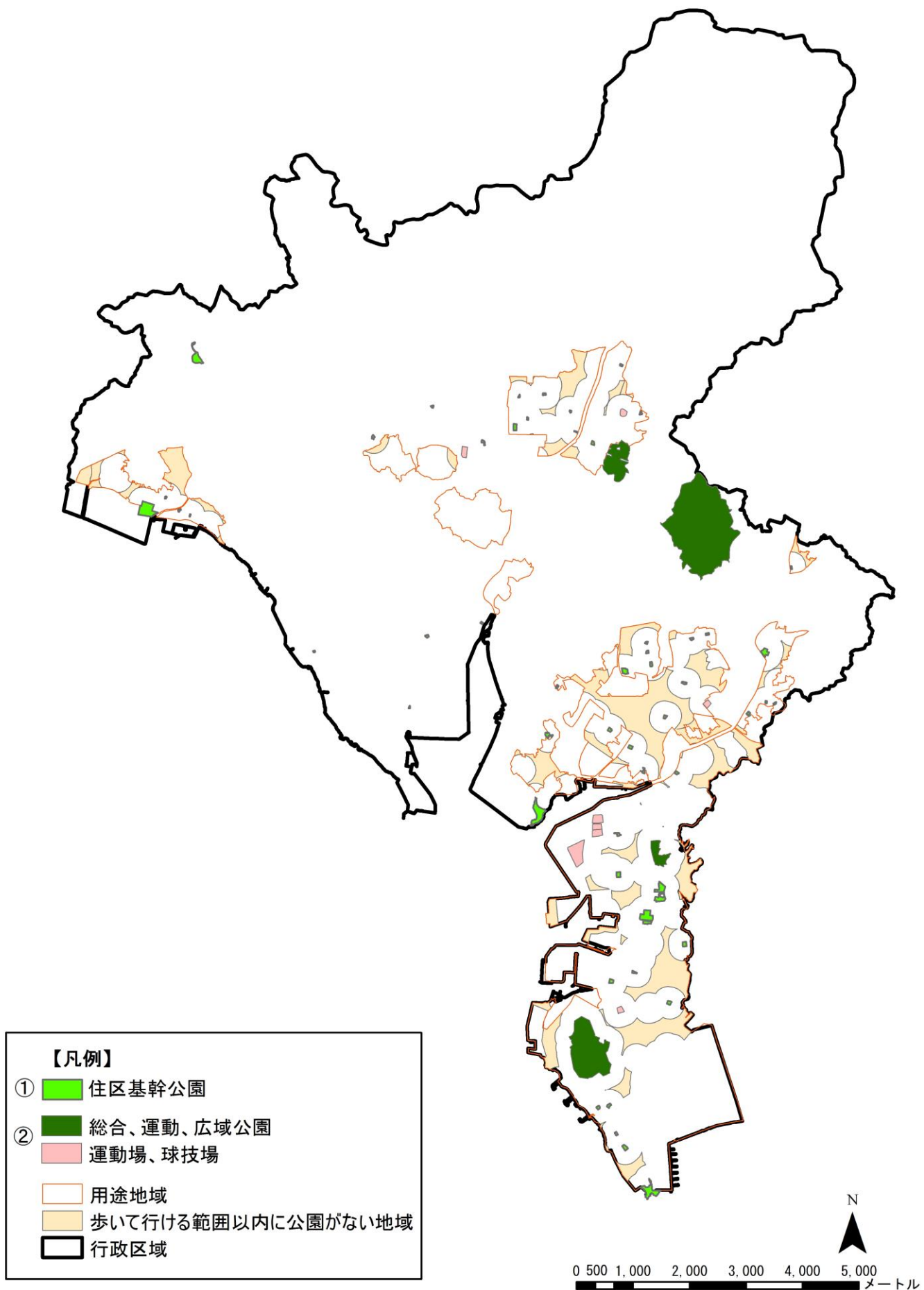
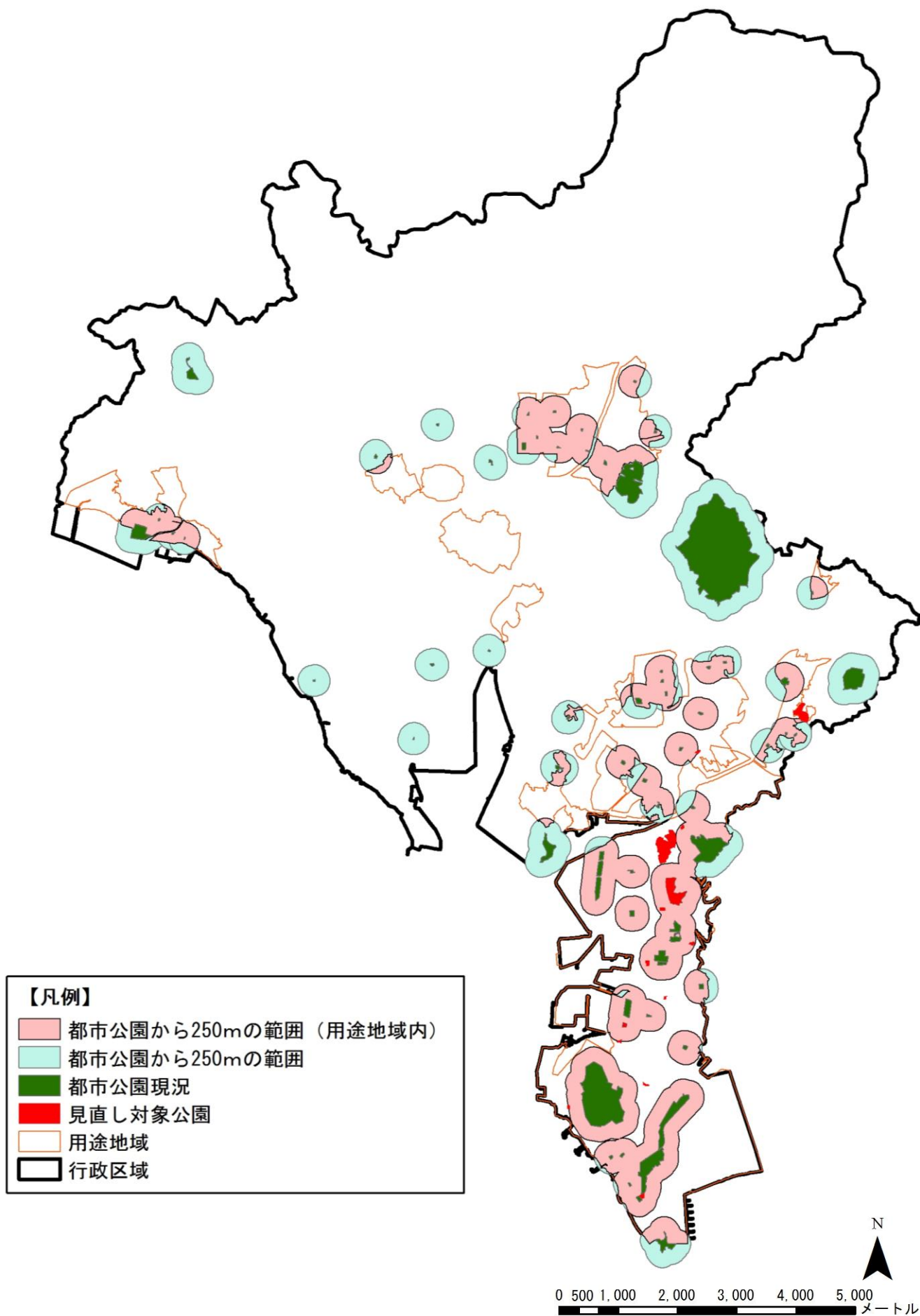


図 レクリエーション面からみた緑地の評価図



（参考図 都市公園から歩いて行ける範囲（ピンク着色部））

3. 防災系統

1) 評価の視点

緑地が持つ防災面から見た評価は、水害や土砂災害等の自然災害への対応に資する緑地や避難地や防災拠点としての機能を持つ緑地を評価します。

評価の視点	評価対象
①自然災害への対応に資する緑地	・急傾斜地崩壊危険区域及び、保安林内の樹林地 ・水害のおそれのある地域の緑地（田畑）
②避難や防災活動拠点として活用可能な緑地	・広域避難場所に指定されている公園 ・用途地域内と用途地域から 500m 内にある 1ha 以上の公園、運動場、学校グラウンド ※「震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引きガイドブック」より、一次避難地の規模と誘致距離を設定

2) 評価結果

市北部の浸水の被害にあった区域の田畑は、水害時の一時貯留機能を有しているため、防災面で重要な緑地といえます。

また、災害時の避難地としての機能を有する緑地として、広域避難場所に指定されている江汐公園、小野田中央公園、竜王山公園や 1ha 以上の公園、運動場、学校グラウンドなどが挙げられます。

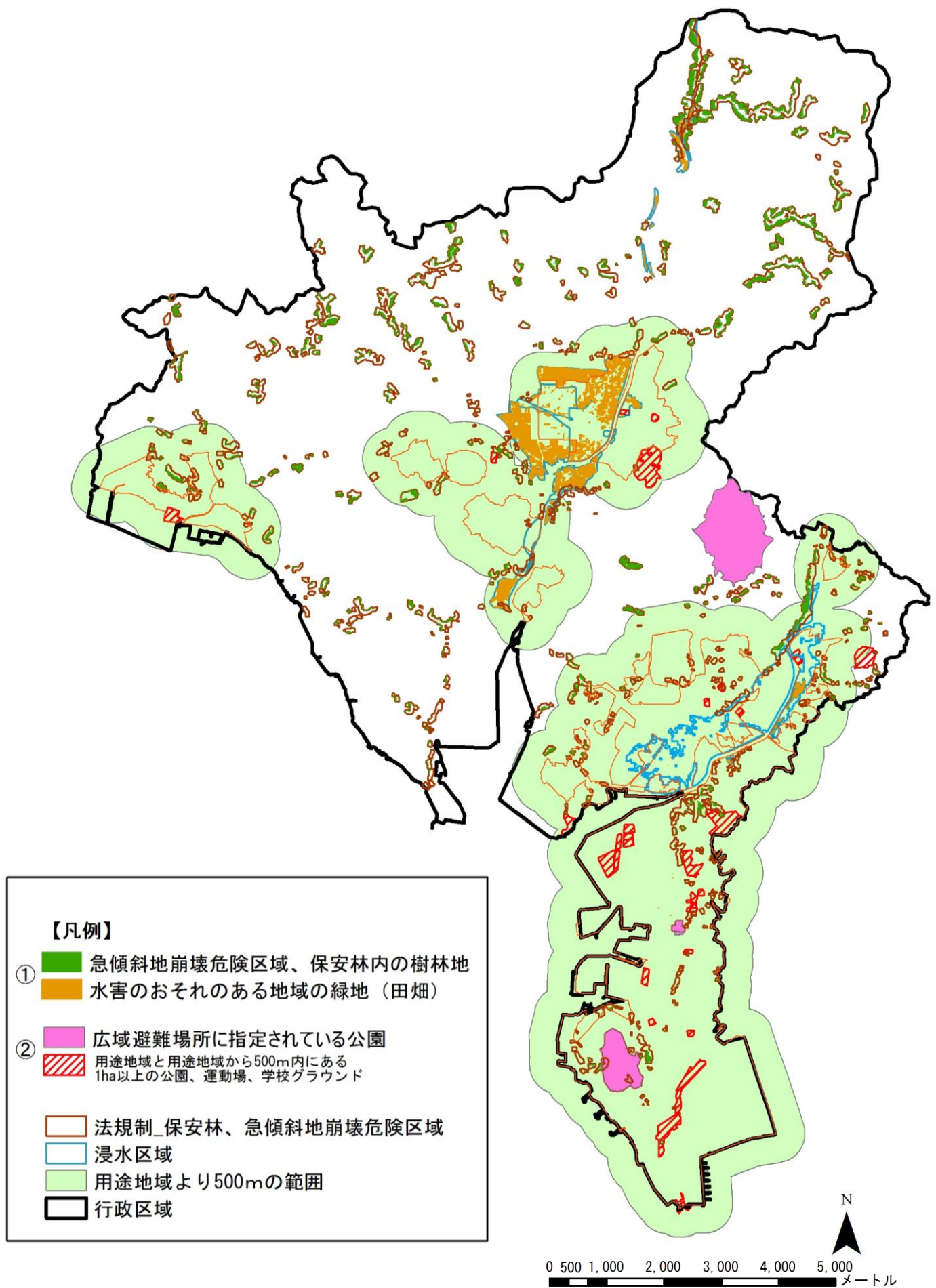


図 防災面からみた緑地の評価図

4. 景観系統

1) 評価の視点

緑地が持つ景観から見た評価は、本市の緑のシンボルとなるような緑地と、日常生活の中で目に入るランドマークとなるような緑地を評価します。

シンボルとなるような緑地は、市民アンケートで市を代表するような緑地として意識されている緑地や巨樹・巨木のような歴史的価値のある緑地を評価します。

また、ランドマークとなるような緑地としては、市街地の中にある都市公園や風致地区に指定されている緑地などを評価することとします。

評価の視点	評価対象
①本市のシンボルとなるような緑地	・ アンケートで評価が高かった緑地 ・ 天然記念物、巨樹など
②市街地内のランドマークとなるような緑地	・ 日常生活空間において緑の島となるような、用途地域内の都市公園 ・ 風致地区内の山林

2) 評価結果

アンケートより評価の高かった江汐公園、竜王山公園や文化財に指定されている糸根のクロマツ、竜王山のハマセンダンなどは、本市の代表的な景観構成要素となる重要な緑地です。また、市民の日常生活において身近な緑である用途地域内の都市公園や竜王山・菩提寺山・江汐風致地区内の山林は景観的に重要な緑地として挙げられます。

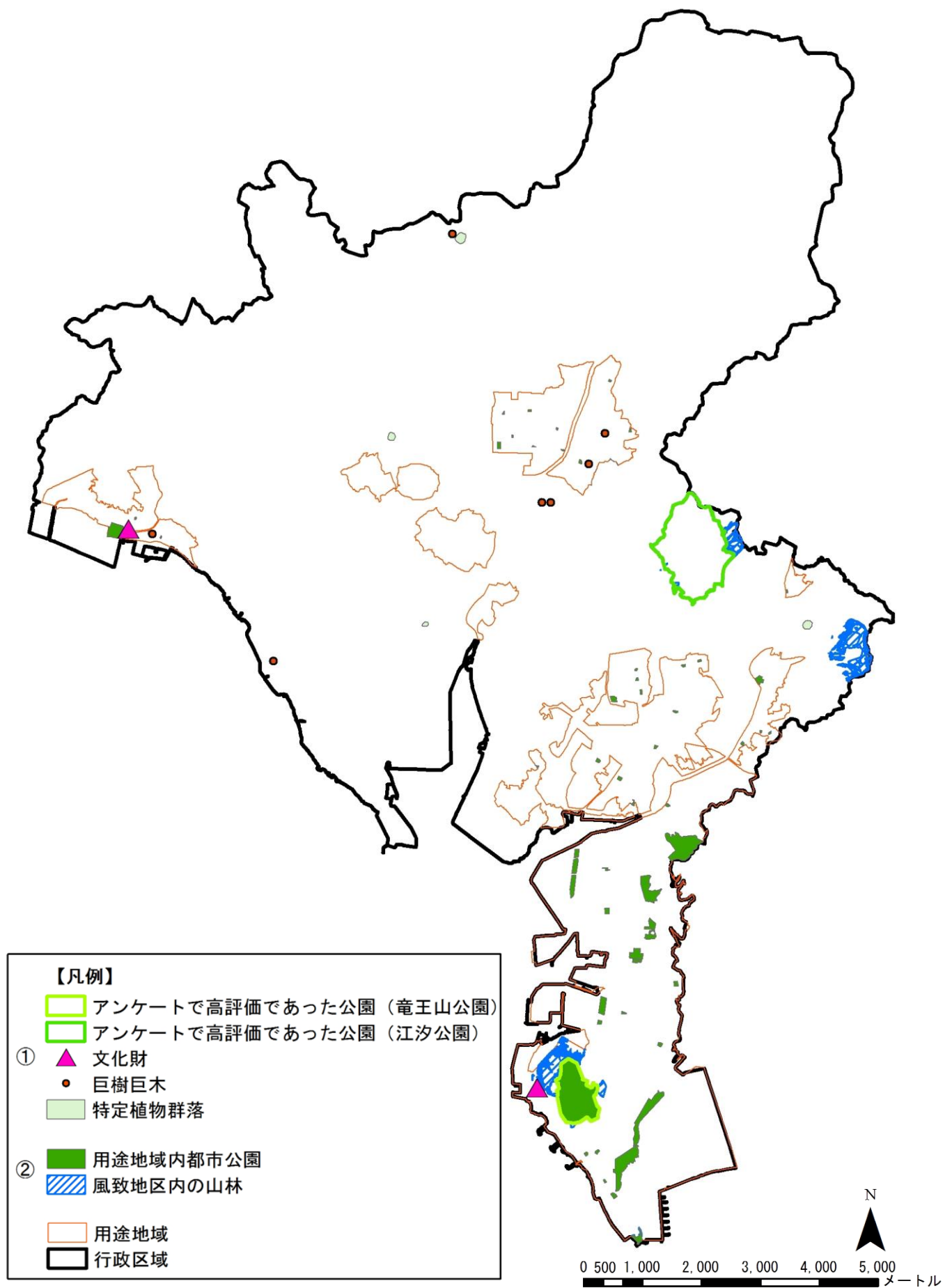


図 景観面からみた緑地の評価図

第2節 総合的評価

1) 評価の視点

総合的な評価に関しては、緑地が持つ4つの観点から評価された緑地に加えて、近年の社会的動向を踏まえて重要な役割を持つと考えられる緑地を評価します。

このうち、近年の社会的動向に関しては、人口減少社会を踏まえたコンパクトシティへの取組に対応する緑地を評価します。具体的には、居住を誘導していくべき地域や都市機能を誘導すべき拠点となる地区にある都市公園等は、コンパクトで魅力的な都市にとって必要な施設と考えられることから評価します。

また、計画されてから長期間未整備となっている都市計画公園についても今後見直しを図っていく必要があることから、長期末整備都市計画公園の代替機能を持つような緑地を評価します。

評価の視点		評価対象
①緑地が持つ機能面からの評価		・4つの観点（環境保全、レクリエーション、防災、景観）から評価された緑地
②社会動向からみた緑地の評価	コンパクトな都市づくり	・人口動向を踏まえて今後とも居住を誘導するような地域の都市公園
	拠点への都市機能の誘導	・都市計画マスタープランにおける拠点的位置づけのある地域の都市公園
	長期末整備公園の見直し	・長期間未整備となっている都市計画公園の代替機能を持つ緑地

2) 評価結果

江汐公園、竜王山公園は4つの観点（環境、レクリエーション、防災、景観）から高く評価でき、本市の重要かつ代表的な緑地として挙げられます。

社会動向からみた評価として、人口減少の時代を迎え都市基盤整備のあり方が変化をはじめている現代においては、人口動向を踏まえ今後も居住を誘導するような地域の都市公園が評価できます。また、寝太郎児童公園や高千帆児童公園など都市核内の公園は市の拠点の魅力を高める緑として評価でき、糸根地区公園や小野田中央公園（須恵健康公園）などの地域交流拠点内の公園は、住環境の維持向上に資する緑として評価できます。

長期末整備公園については、その機能を代替できる運動場などが評価できます。

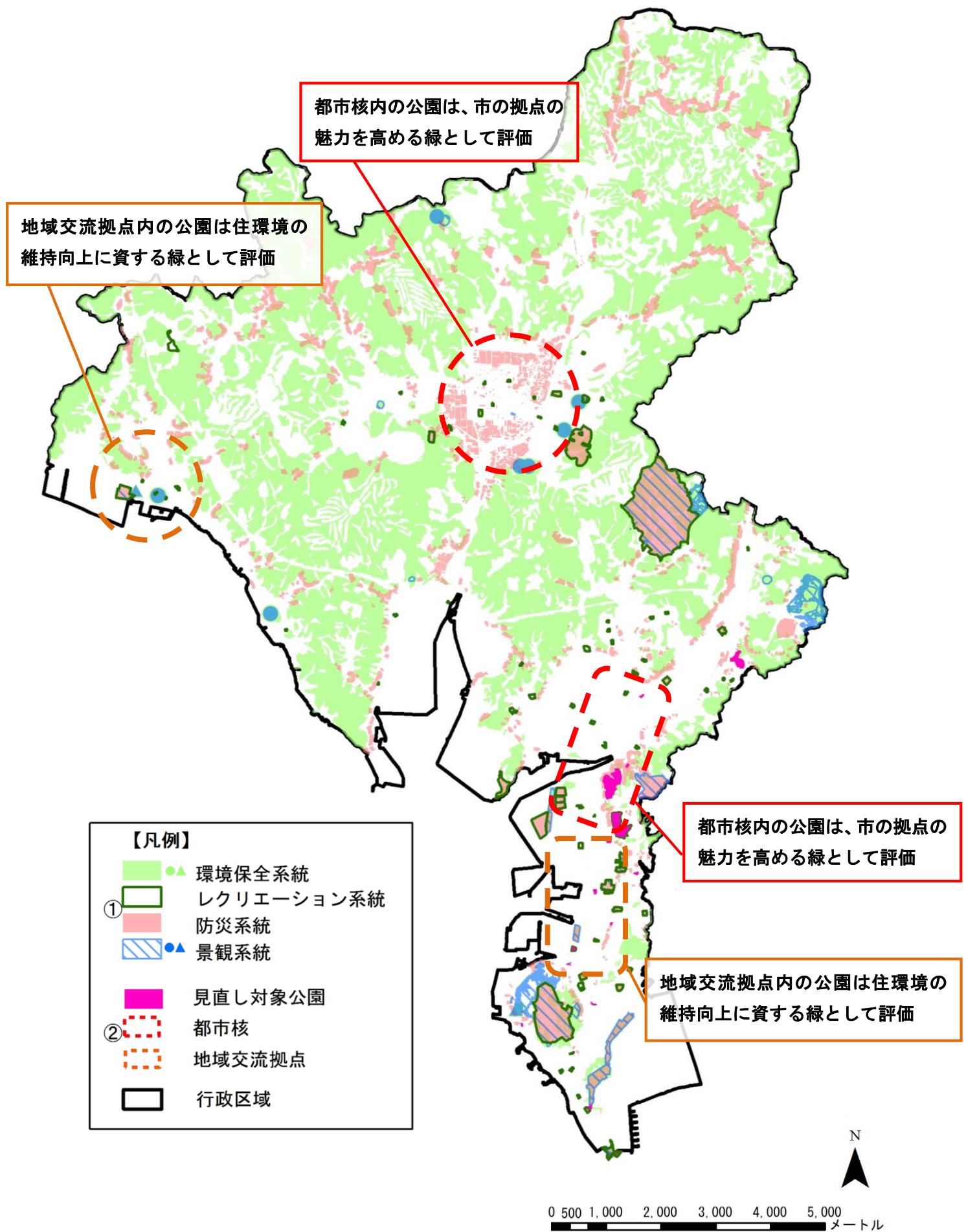


図 総合的観点からの緑地の評価図

第3節 緑の課題

緑が有する4つの機能の観点から、緑の課題を整理しました。

環境保全の観点による 緑の課題

○地球温暖化やヒートアイランドなど、地球環境問題に対応して、低炭素のまちづくりが求められています。本市には、自然度の高い緑地である山地や丘陵地をはじめ、ハマセンダン、糸根の松原など貴重な緑が分布しており、こうした環境を守り育てていくことが必要です。

○臨海部の工業地周辺には、緩衝緑地を整備しており、良好な都市環境を確保するため、こうした緑を保全する必要があります。

レクリエーションの 観点による緑の課題

○住区基幹公園は、市民の身近なレクリエーションの場となっています。また、竜王山公園や江汐公園をはじめ、運動場、球技場などは、市民のスポーツレクリエーションや憩いの場となっています。しかしながら、市民アンケートでは、これら公園施設や植栽の管理の充実が求められており、既存公園を中心とする適正な維持管理など、質の向上に努める必要があります。

防災の観点による 緑の課題

○近年、地震や土砂災害等の自然災害が多発しており、防災対策など安全なまちづくりの意識が高まっています。このため、避難地機能を有する公園や公共施設の確保をはじめ、山地や丘陵地の樹林地の適正な管理や保全、避難機能や雨水貯留機能を有する農地等を保全する必要があります。

景観の観点による 緑の課題

○美しい景観は人々に安らぎを与えてくれます。市民アンケートでは、市を代表する緑として、竜王山公園、江汐公園が特に評価が高く、糸根の松原等を含め、本市のシンボルとなる緑となっています。また、市街地内の公園等や風致地区の樹林地は、重要な景観資源となっており、こうした緑の保全・育成に努める必要があります。

第6章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

第一次山陽小野田市総合計画基本構想（平成20年3月策定）においては、4つの基本理念を掲げ、これに基づき、以下のように将来像を設定しています。

「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良さ創造都市」
～子どもからお年寄りまで安心して住み続けられる心豊かなまちを目指して～

緑の基本計画の基本理念は、第一次山陽小野田市総合基本計画に即し、4つの基本理念を継承し、以下のように設定します。

【第一次山陽小野田市総合計画 基本理念】

○ 生活の質を重視した「住み良さ」の創造

住み良いと感じ、「住み良さ」を誇りに思い、住み続けたいと思える生活環境の創造を目指します。

○ 多様な組織や市民との協働による「住み良さ」づくり

民間事業者やボランティア、NPO法人など多様な組織や市民との協働によるまちづくりを目指します。

○ 地域資源を活かした「住み良さ」づくり

地域で暮らし、活動する人すべての知恵と力を結集して、地域資源を活用したまちづくりを目指します。

○ 多元的なネットワークによる「住み良さ」づくり

近隣都市、拠点都市との連携や、市内部の地域間での連携など多元的なネットワークを形成し、広域的な視野によるまちづくりを目指します。

キーワード：『住み良さ』
『協働』

【緑の基本計画 基本理念】

みんなで緑を守り育て、住み良い暮らしにつなぐ 山陽小野田

第2節

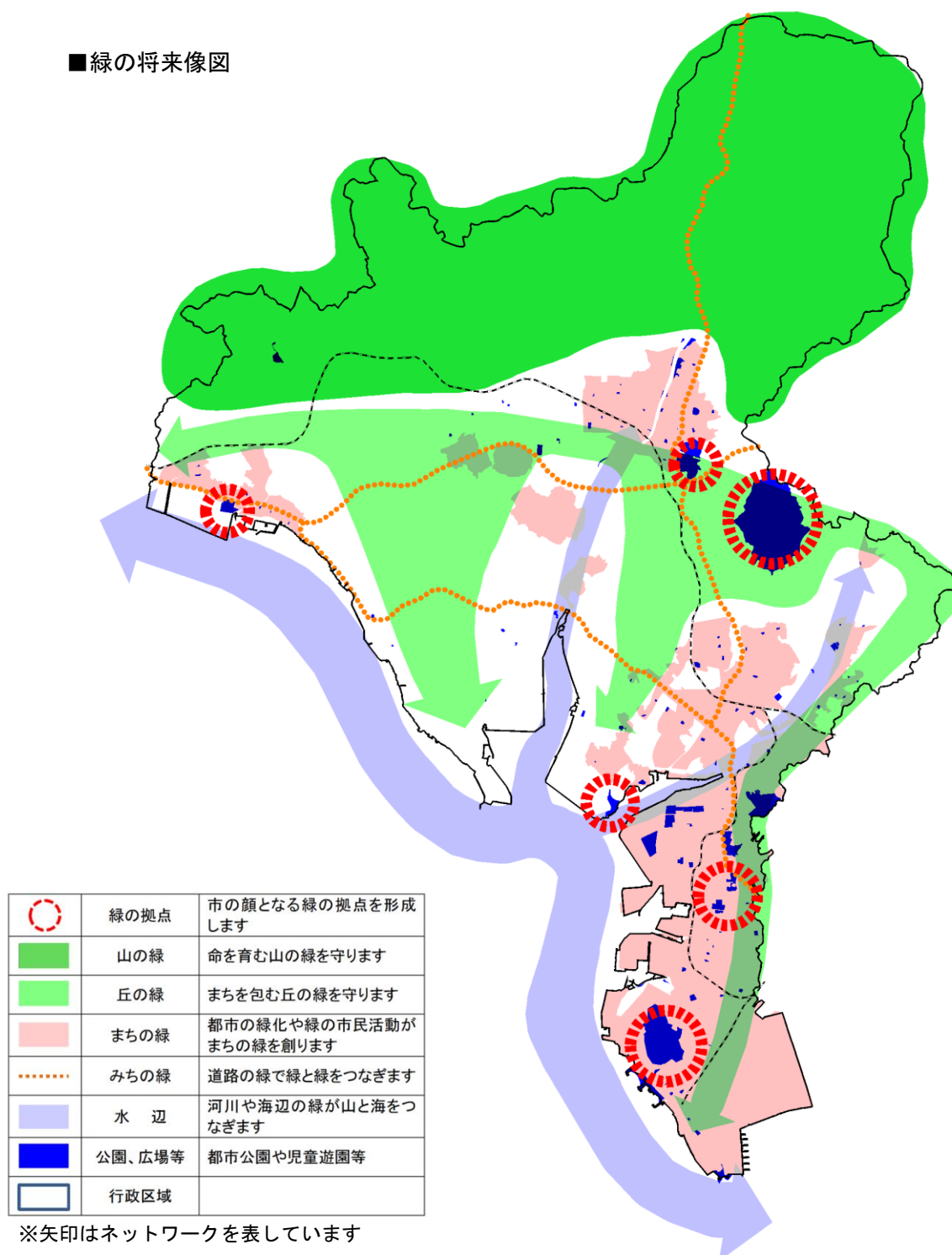
緑の将来像

緑の将来像は、山陽小野田市の将来の緑のあるべき姿を示すものです。

都市や骨格を形成する「山の樹林」、「丘陵地の緑」を守り、「緑の拠点」を「まちの緑」や「みちの緑」、「水辺」等でネットワークすることにより、定住や交流豊かな住み良い暮らしにつながる緑の形成を目指すものとします。

また、これらの将来像を構成する緑の要素について、質的な向上に磨きをかけていきます。

■緑の将来像図



第3節

基本方針

計画の基本理念や緑の将来像を実現するために、次の基本方針を定めます。

基本方針

1

まちなかの緑を創出します

住宅地、商業地、工業地が集まるまちなかの緑化環境の維持と向上を図るため、身近な緑の保全と緑化の推進に努め、緑豊かなまちづくりを進めます。

基本方針

2

緑と水のネットワークを形成します

緑の拠点とその他の公園、山地や丘陵地、農地、街路樹、河川、海など、生き物が生息生育する環境をつなぎ、生物多様性の確保を図るネットワークを形成します。

基本方針

3

都市や地域の緑を守り育てます

本市の緑の骨格をなす北部山地や市街地を囲む丘陵地は、山陽小野田市らしい緑であり、この豊かな自然環境の保全を進め大切にしていきます。また、農地や歴史資源の緑・農地は本市の原風景をとどめる空間となっており、郷土の緑として大切に維持、保全します。

基本方針

4

市民協働による緑のまちづくりを進めます

本市の緑を守り、育てていくためには、市民、市民活動団体、事業者及び行政との連携とそれぞれの役割分担の下で取り組むことが不可欠であり、市民協働や市民主体の緑化活動の促進や支援に取り組みます。

基本方針

5

緑の普及・啓発活動を推進します

市民一人ひとりの緑化活動をまちの魅力向上につなげていくため、緑化イベントの開催、市民顕彰等の取組により、緑の普及・啓発に努めます。



第4節

計画の目標

1. 緑の目標

計画に当たって、以下の目標値を定めます。

都市公園の整備目標

現況（平成27年）
約292ha



目標（平成37年）
約300ha

地域の緑が「減っている」
と感じる市民の割合

現況（平成27年）
30%



目標（平成37年）
25%

身近な緑の豊富さの
満足度

現況（平成27年）
20%



目標（平成37年）
25%

第5節

緑の配置方針

緑が有する4つの機能の観点から、緑の配置方針を設定します。

環境保全の観点による緑の配置方針

本市北部に連なる中国山系の豊かな山林や南部から中央部に広がる丘陵地の樹林は、水源涵養や生物の生育・生息地として重要な機能を持っています。

また、こうした緑は、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和、生物とのふれあいの場の提供等、快適な都市環境を創出していく上で、重要な役割を果たしています。また、市内に点在する巨樹・巨木や特定植生群落は、本市の貴重な植生となっています。

さらに、工業専用地域と住宅市街地間に整備している浜河内緑地、新沖緑地、東沖緑地は、住工が調和した良好な都市環境に資する緑地となっています。

こうした環境保全に資する緑を守ります。



レクリエーションの観点による緑の配置方針

人口減少・高齢化の進行が本格化する中で、無秩序な開発を抑制し、日常生活の中で身近な緑を確保することが重要です。また、公共施設の更新時期が迫るなかで、市の財政負担を軽減するためには、既存施設を活用していく必要があります。

このため、既存の広場や運動場を活用しながら、身近な公園である住区基幹公園や総合的なレクリエーション利用が目的である都市基幹公園等や、菩提寺山市民の森等の公園以外の施設も含めバランスよく配置します。

市民アンケート結果では既存の公園の維持・管理が求められており、質的向上を目的とした維持管理やリニューアルを進め、市民利用を促進していきます。

市民アンケートの結果では、市を代表する緑として、市民の多くが江汐公園と竜王山公園を挙げており、市街地内の大規模な公園は、都市のシンボルとなる存在であることがわかります。したがって、これら大規模公園の質的向上や内容の充実を目指します。



防災の観点による緑の配置方針

近年、地震や土砂災害などが多発しており、危険性の高い山地や丘陵地の斜面における防災対策や避難場所の確保が求められています。

公園は避難場所としての機能を持つだけでなく、延焼防止や復興・復旧の拠点としての役割も担っており、安全性の確保に必要な配置を計画します。

特に、人口が集積する市街地は、防災面からも緑の必要性の高い地域であり、緩衝緑地や公園を代替するオープンスペースや残存している緑の保全などにより、都市防災性の向上を目指します。

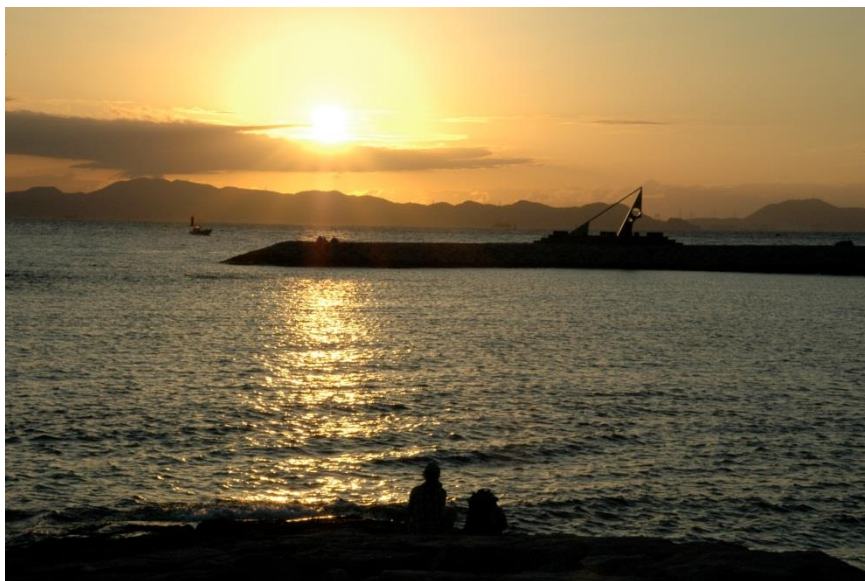


景観の観点による緑の配置方針

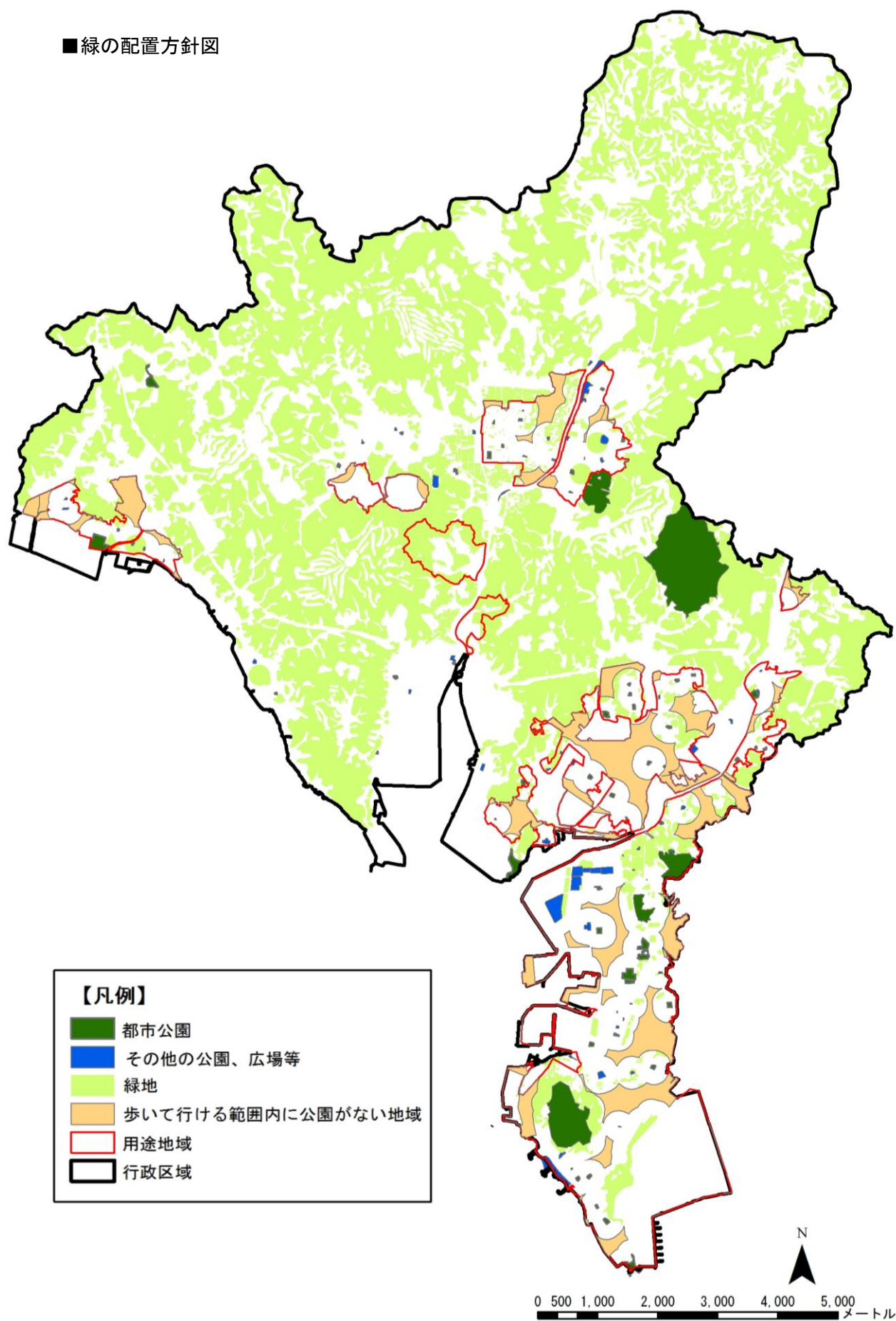
北部山地や市街地を囲む丘陵地の樹林は本市の景観基盤であり、都市活動や生産活動の場である市街地の背景としても緑は重要な役割を有しています。

また、本市のシンボルである江汐公園や、竜王山公園には多くの人々が訪れています。緑はこうした観光や交流にも効果があり、「山陽小野田市」を象徴するようなアピール性の強い緑を整備、保全していきます。

また、景観の向上は居住環境を高め、定住化の促進にもつながります。このため、公園の適切な維持管理による景観の向上や、公共施設や民有地などの緑化を進め、市民が誇りを持って、誰もが訪れたいと思える都市づくりを推進します。



■緑の配置方針図



第7章 施策の方針

第1節 施策の体系

計画の基本理念、将来像、基本方針を受けて、本市における緑の保全、創出、育成を推進する施策の体系を示します。施策は、以下に示す5つの基本方針に基づいて取り組んでいきます。

基本方針	施策の方針	施策
基本方針1 まちなかの緑を創出します	① 公園の充実	・都市公園の適正配置 ・住民主体の公園づくり ・生物多様性に配慮した公園の管理 ・避難場所公園の防災機能の充実 ・緩衝緑地の保全と適切な維持管理
	② 公共公益施設の緑化	・施設の緑化 ・再生資源の活用
	③ 民有地の緑化	・住宅地の緑化推進 ・工業地の緑化推進 ・商業地の緑化推進
基本方針2 緑と水のネットワークを形成します	① 緑の連続性の確保	・市街地のネットワーク化 ・魅力ある公園のネットワーク化
	② 水辺空間の充実	・海岸、河川空間の保全 ・海岸、河川等の多自然化、親水化 ・ため池の保全と活用
	③ 道路の緑化	・街路樹の整備、沿道の緑化 ・道路残地等の緑化
基本方針3 都市や地域の緑を守り育てます	① 骨格となる緑の保全と活用	・森林の保全と活用
	② 身近な緑の保全と活用	・樹林地の保全 ・保存樹木の指定及び保全 ・優良農地の保全 ・ビオトープの整備 ・開発事業等における緑地の確保 ・遊休農地、市街地内農地の活用
基本方針4 市民協働による緑のまちづくりを進めます	① 協働による緑化の推進	・商店街活性化と併せた緑化推進 ・地区計画等の活用
	② 市民緑化活動の促進	・市民参加による緑づくり ・緑化活動団体の育成 ・助成制度の充実
基本方針5 緑の普及・啓発活動を推進します	① 緑の普及・啓発の取組	・緑化イベントの開催 ・樹名板の設置 ・環境意識の高揚 ・市民への顕彰
	② 緑のまちづくりを充実するための調査検討	・緑の実態調査、意識調査の実施 ・緑の還元に関する検討

第2節

緑の施策

1. まちなかの緑を創出するための施策

1) 公園の充実

(1) 都市公園の適正配置

都市公園、緑地の適正な配置に努めます。また、長期未着手の都市公園については、公園の配置状況をはじめ、環境、レクリエーション、景観、防災機能など多角的な視点から、公園の必要性や整備の実現性等を考慮しながら見直しを行います。

■街区公園

- ・街区公園は、最も身近な公園であり、日常のレクリエーションの場や災害時の一時的な避難広場等として、0.25ha（おおむね 250m 以内の範囲）を標準に配置します。

■近隣公園

- ・近隣公園は、地域コミュニティの核となるものであり、小学校区を単位として、既存近隣公園、地区公園との配置バランスに留意して、2ha（おおむね 500m 以内の範囲）を標準に配置します。

■地区公園

- ・地区公園は既に5箇所整備し、充足していることから新たな配置は行わず、既存公園の利用促進に努めます。

■総合公園

- ・総合公園は既に3箇所整備しています。二番堤公園については、必要性や実現性を踏まえて、未供用区域の見直しを検討します。

■運動公園

- ・運動公園は1箇所都市計画決定していますが未供用となっており、既存の運動施設の配置バランスに留意し、その必要性、実現性を踏まえて、見直しを検討します。

■広域公園

- ・市内・市外の広範なレクリエーション利用に対応する江汐公園は、子供からお年寄りまでが安心・快適に過ごせるような施設整備に努め、豊かな自然を活かした憩いの場として利用される公園づくりを進めます。

■特殊公園

- ・風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等の特殊公園では、他の施策によって保全を行うものとして、新たな配置は行いません。

■都市緑地

- ・市街地に残る既存樹林地は、市民の協力を得て新たに都市緑地等に指定するなど、その保全に努めます。



江汐公園



浜河内緑地

(2) 住民主体の公園づくり

- ・既存の公園・緑地などについては、より多くの人々に利用され愛着が持てるよう、利用者のニーズに対応した利用方法や維持管理方法を検討し、住民主体による公園づくりを進めます。

(3) 生物多様性に配慮した公園の管理

- ・都市公園については、生物多様性（「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」）の3つの段階の生態系の豊かさやバランスが保たれている状態の保全に配慮した草刈管理や樹木等の植栽、管理について検討します。



竜王山のヒメボタル



物見山公園

(4) 避難場所公園の防災機能の充実

- ・避難場所に指定されている公園では、防災公園としての機能を充実するため、周辺の状況や公園規模などを考慮して、かまどベンチ、マンホールトイレ、防災井戸、ソーラー照明などの設置に努めます。

(5) 緩衝緑地の保全と適切な維持管理

- ・工業地帯から市街地を遮断して、ひとに優しい生活空間を守っている緩衝緑地の保全とともに、まちの拠点的な緑地として、適切な維持管理に努めます。

2) 公共公益施設の緑化

(1) 施設の緑化

- ・学校などの公共施設の建築物においては、屋上緑化や壁面緑化等（緑のカーテンなど）を推進します。
- ・学校をはじめ、教育施設においては、教育や学習等にも寄与する空間づくりに努めます。
- ・公営住宅においては、緑を活用した豊かな生活空間づくりに努めます。
- ・ゴミ処理施設や下水処理施設などの緑化を推進します。



山陽小野田市民館

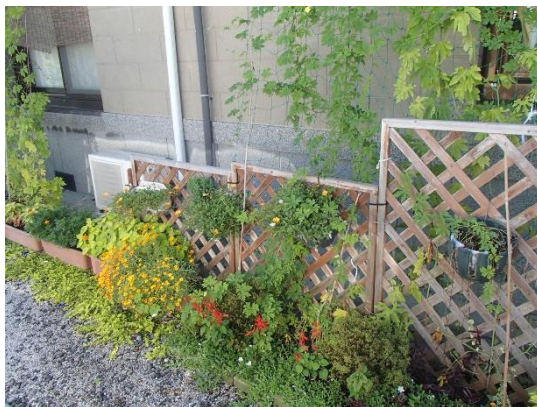
(2) 再生資源の活用

- ・公園緑地等の剪定した樹木や雑草等による堆肥づくりなどを推進します。

3) 民有地の緑化

(1) 住宅地の緑化推進

- 住宅地については、地区計画、建築協定、緑地協定などを活用しながら、敷地内及び沿道の緑化、構造やデザインの統一などにより、ゆとりと潤いのある住宅地景観の形成を目指します。
- 戸建住宅や集合住宅などの特性や接道状況を踏まえながら、緑化の手法を誘導していきます。
- 地区計画による緑地の配置を定めた企業団地においては、周辺環境と調和のとれた良好な地域環境を守りながら、地域固有の特性を踏まえて配置の見直しを行います。



住宅地の緑化



住宅地の緑化

(2) 工業地の緑化推進

- 産業公害及び都市防災の観点から、事業所内及び周辺の緑化を推進し、良好な工業地形成を目指します。
- 地区計画による緑地の配置を定めた企業団地においては、周辺環境と調和のとれた良好な地域環境を守りながら、地域固有の特性を踏まえて配置の見直しを行います。



工業地の緑化



工業地の緑化

(3) 商業地の緑化推進

- 中心市街地などの密集した商業地では、街中スポットとして木の植栽や苗木や花苗フラワーポットの配布と設置などを奨励し、地区景観を特徴づける潤いと華やいだ雰囲気をもった商店街の形成に向けて、緑の演出の取組を働きかけます。
- 大型店舗等の周辺においては、潤いのある緑の街並みを形成するため、敷地内や駐車場緑化の取組を働きかけるとともに、地域や事業者が協働して進める緑化を支援します。



商業地の緑化写真

2. 緑と水のネットワーク形成のための施策

1) 緑の連続性の確保

(1) 市街地のネットワーク化

- ・分散する市街地を緑や水辺でつなぐ都市構造として創出するため、緑のネットワークの形成とともに、河川や海岸の連続性を活かした水辺のネットワークの形成を図ります。

(2) 魅力ある公園のネットワーク化

- ・「厚狭の寝太郎物語」をテーマに5つの公園が連続する厚狭川河畔寝太郎公園のように、地域固有のテーマやストーリー性を持たせた回遊ネットワークの整備を検討します。

2) 水辺空間の充実

(1) 海岸、河川空間の保全

- ・多様な生物の生息・生育の場や、生物の移動する回廊でもある河川空間については、生態多様性を保全するため、良質な水質の確保のために樹林地等の保全に努め、海の生態の保存や水辺の樹林地等の一体的な保全に努めます。

(2) 海岸、河川等の多自然化、親水化

- ・海岸、河川、水路の改修に当たっては、多様な生物の生息・生育空間を確保するため、植生護岸整備など自然との調和に配慮した工法の導入とともに、市民の環境学習の場として活用します。
- ・良好な自然のなかで海岸、河川の景観や動植物を楽しむことができるよう、河川管理用道路などを利用しながら散策路を整備するなど、住民が親しみを持てる水辺空間を形成します。

(3) ため池の保全と活用

- ・野生生物にとっては貴重な生息の場であるため池は、市街地周辺部の谷に多数分布しており、周辺樹林地と一体的に保全します。



厚狭川

3) 道路の緑化

(1) 街路樹の整備、沿道の緑化

- 街路樹は、市街地内で最も人の目に触れる重要な緑であり、その維持・管理に努めます。
- 道路沿いの未利用地や歩道の一部を活かしたポケットパークや広場の設置等により街中を歩く人々が憩える空間の創出を図ります。

(2) 道路残地等の緑化

- 道路改良等で生じた残地や、景観の変化点となる交差点や橋詰などでは、地域の維持管理の協力を得ながら、まちのアクセントとなる緑化や高齢者等が休息できる空間の整備に努めます。



市内の街路樹



ポケットパーク

3. 都市や地域の緑を守り育てるための施策

1) 骨格となる緑の保全と活用

(1) 森林の保全と活用

- 都市の緑の骨格を形成し、市街地の背景となっている豊かな樹林地については、今後も維持・保全に努めます。
- 森林については、市民の森林レクリエーションの場として、その保全と活用に努めます。
- 市域北側に広がる山林については、保安林、地域森林計画対象民有林などの法規制の指定・運用による保全に努めるとともに、自然体験や学習の場としての活用を図ります。
- 市街地に隣接する丘陵地の緑については、緑地保全地域や風致地区などにより、市民が身近に触れ合うことのできる緑として保全・活用を図ります。
ただし、現行の風致地区において、都市的土地利用の進行や上位計画等の位置づけと不整合が生じている区域等については、総合的に検証し、指定区域等の見直しを検討します。
- 市域外においても、美祢市秋芳町嘉万（かま）に取得している「水源涵養（かんよう）林」の環境保全に努めます。



市域北側の山林



風致地区（菩提寺山地区）



風致地区（本山地区）

2) 身近な緑の保全と活用

(1) 樹林地の保全

- 街並みの背景となり良好な景観要素となっている樹林地については一定の景観を将来に渡り維持できるよう、景観条例等の活用を検討し、その保全に努めます。
- 市のシンボルとなっている江汐公園と竜王山公園及び周辺の樹林地は、地域の自然に対する愛着心を育むため、その良好な自然環境を今後も保全していきます。
- 市指定文化財に指定している天然記念物である、ハマセンダン、糸根の松原の保全に努めます。
- 工場周辺の緩衝緑地、幹線道路沿道の街路樹など、大気浄化作用を持つ緑地の整備に努めます。

(2) 保存樹木の指定及び保全

- 巨樹・巨木は、地域のシンボルやランドマークとなる緑であり、その保全を図るとともに、必要に応じて、保存樹木等の指定を検討します。
- 保存樹木などは、樹木医による診断制度を検討するとともに、衰弱、枯死などの恐れがある場合はその保全に努めます。

(3) 優良農地の保全

- 郊外部における無秩序な市街地拡大を抑制するため、優良農地の適正な保全に努めるとともに、地域の特性や住民意向等も踏まえながら、用途地域の指定のない区域にも、都市計画に基づく土地利用規制の導入を検討します。



ハマセンダン



広大な農地

(4) ビオトープの整備

- 環境学習を促進するため、学校や公共施設の敷地、市街地内の遊休地等を活用し、ビオトープの整備を促進します。

(5) 開発事業等における緑地の確保

- 宅地開発や太陽光発電の遊休地活用等については、周辺環境との調和に配慮し緑地の確保を誘導します。

(6) 遊休農地、市街地内農地の活用

- 遊休農地はコスモス畑、水仙畑、菜の花畑などとして活用を推奨するとともに、市街地内農地を身近な緑地として活用されるよう推進します。



糸根の松原



ビオトープ



遊休農地活用事例（七日町 コスモス畑）

4. 市民協働による緑のまちづくりを進めるための対策

1) 協働による緑化の推進

(1) 商店街活性化と併せた緑化推進

- 商店街活性化への取組の中で、地域の人々と行政とが力を合わせてまちの緑化を進め、潤いのあるまちづくりを進めます。
- 市民の憩いの場や地区景観を特徴づける潤いと華やいだ雰囲気をもつ商店街らしい通りを創出するため、フラワーポットの設置などによる緑化を働きかけていきます。

(2) 地区計画等の活用

- 緑豊かな住環境の育成と保全、創出を図るため、地区計画、緑地協定、建築協定等の活用を促進します。



緑化の推進（まちなかの花壇）



緑化の推進（まちなかの花壇）

2) 市民緑化活動の促進

(1) 市民参加による緑づくり

- 緑化意識の高揚を図るとともに、市民・企業・行政が一体となって、都市に潤いをもたらす緑化を推進します。
- 河川等の環境美化活動を地域住民やボランティア団体等と協力しながら進めます。
- 荒廃の進む森林・里山環境の保全を地域住民やボランティア団体等と協力しながら進めます。
- 市が管理する道路、水路、公園、緑地などの公共施設を、市民と協働で管理するアダプトプログラム「きれいにするっちゃ山陽小野田」への市民参加を促進します。
- 子供たちの力を結集し、緑への興味を育てるとともに、将来の緑の担い手を育てるため活動を支援します。



きれいにするっちゃ山陽小野田

(2) 緑化活動団体の育成

- 緑化活動推進の母体となる組織・団体の育成を進めます。

(3) 助成制度の充実

- 地域住民が主体となる緑のまちづくりを支援するため、各種助成制度の検討を進めます。
- 水と緑のまちづくりを自主的に実践する団体に対しては、助成や技術的支援に努めます。
- 公園管理運営や緑化活動へのボランティア参加を推進するとともに、活動情報の提供やボランティア相互の交流などを支援します。

5. 緑の普及・啓発活動を推進するための対策

1) 緑の普及・啓発の取組

(1) 緑化イベントの開催

- 小学生やその保護者を対象に、自然を体験しながら、環境保全についての学習を推進するとともに、市民に対して環境保全意識の醸成に努めます。
- 市民が緑に親しみ、緑を考える機会としてこれまで行われている花壇コンクールや緑のカーテン事業などに加え、江汐公園の椿まつりや、つつじ祭り、竜王山公園及び若山公園のさくら祭り等の継続的開催を支援、市民の参加を促進するとともに、市民の緑に対する意識の醸成と啓発を図ります。



江汐公園椿まつり



竜王山さくら祭

(2) 樹名板の設置

- 市内の身近な樹木に樹名板を設置し、環境学習等に役立てるとともに、日頃から樹木に親しめる環境づくりに努めます。

(3) 環境意識の高揚

- 持続可能な循環型社会の実現には、市民一人ひとりの自覚が必要であるため、緑への取組を通して環境意識の高揚に努めます。
- 子供たちの緑を大切にする心を育むため、小中学校における緑教育のプログラム・教材の作成等への協力、緑の専門家の派遣など、学校教育における環境教育の充実に努めます。



小野田中学校

- 緑の効用や緑に囲まれた暮らしの豊かさなどを啓発するため、市民のニーズに応じて、庭木の手入れやガーデニング等の講習会や教室の開催に努めます。
- 市民の緑とのふれあいを促進するため、苗木やフラワーポット、花の種の配布を推進していきます。

(4) 市民への顕彰

- 優れた緑化活動や、モデルとなるような民有地の緑化を行った個人、団体に対して、その功績などをたたえ、市民に周知します。

2) 緑のまちづくりを充実するための調査検討

(1) 緑の実態調査、意識調査の実施

- 山陽小野田における今後の緑化推進に役立てていくため、一定の期間ごとに、緑づくりの基礎資料となる緑の実態調査を進めていきます。
- 緑に対する市民のニーズや市民の満足度などを反映した緑化施策を展開していくため、今後も一定の期間ごとに緑に関する意識調査を行います。

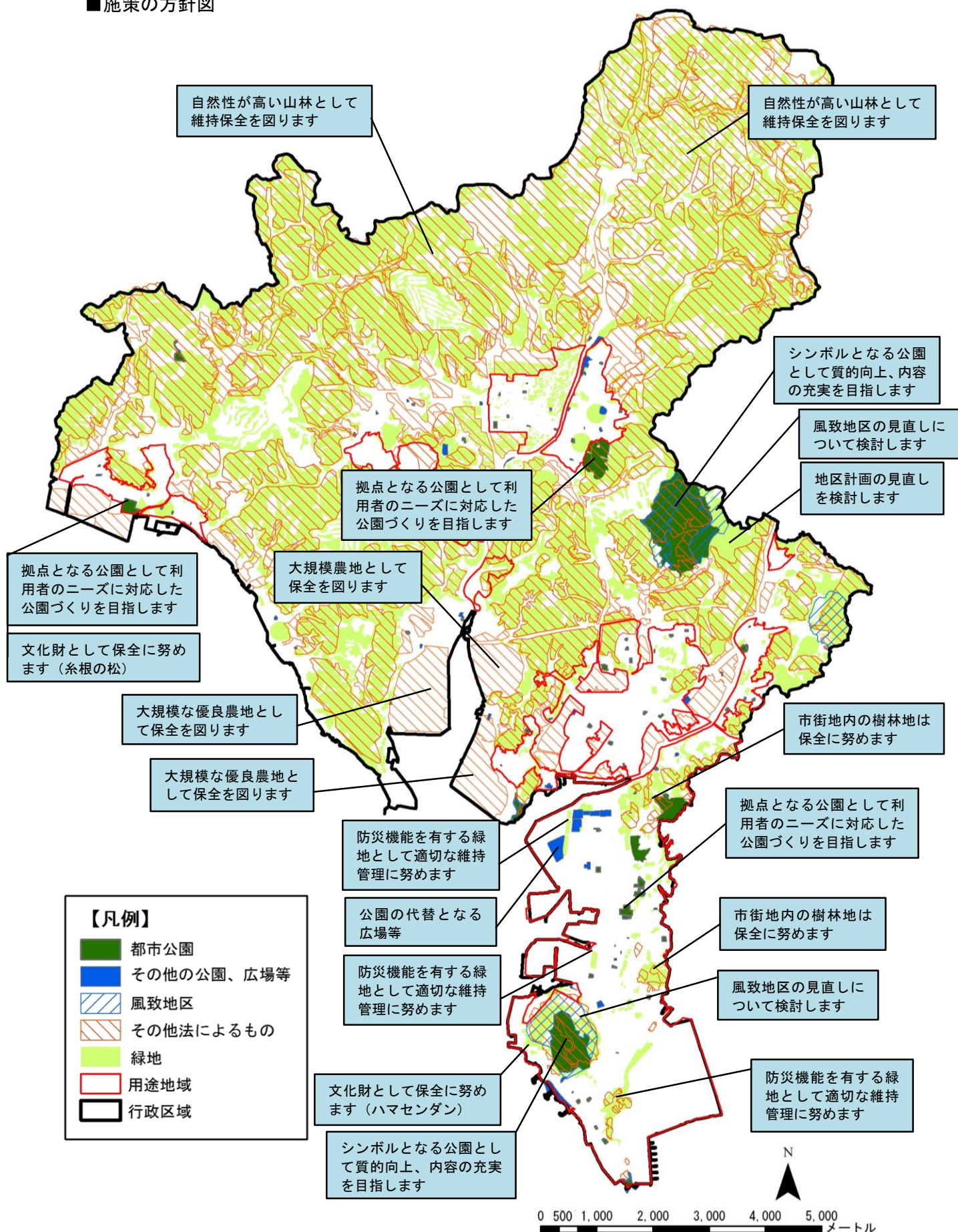
(2) 緑の還元に関する検討

- 資源循環型社会の実現をめざし、緑資源のリサイクルなど、その還元方法のあり方について検討を進めます。



焼野海岸

■施策の方針図



第8章 計画の実現に向けて

1. 各主体の役割

1) 市の役割

市は、「山陽小野田市緑の基本計画」に基づいて、緑の施策を進めるための実施体制を充実させるとともに、緑に関わる関係部署が連携し、緑の施策の早期着手に取り組みます。

また、市民や事業者の緑化活動を促す環境づくりに努め、市民の自主的な活動への支援等について積極的に行っていきます。

2) 市民の役割

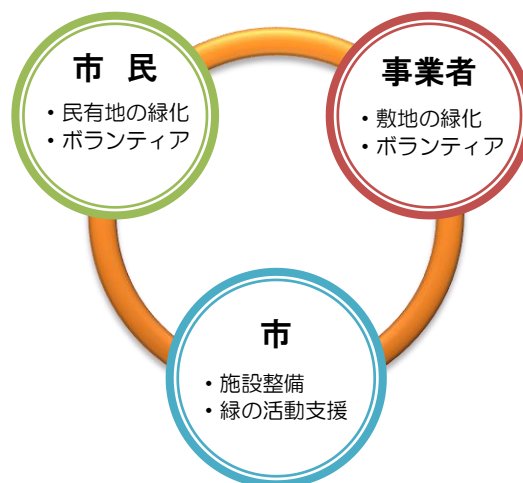
市民は、身近な花や緑を守り、育て、創る主体であり、一人ひとりの緑の行動を地域、市全体に広げていくことが大切です。

身近な緑に目を向け、地域の緑に参加して市民相互のつながりを深めるなど、様々な活動に取り組みます。

3) 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として緑への関心を高め、地域に貢献できる緑づくりの活動に参画することが求められています。

緑のまちづくりを担う一員として、敷地の緑化のみならず、資材・人材や資金援助など、緑化活動へ積極的に参加します。



2. 関係機関との連携

1) 庁内の推進体制

本計画に示した施策には、庁内関係部署が相互に関連する計画や事業、施設に関するものが数多くあります。特にアダプトプログラムや子供たちの教育に関する取組において、緊密な連携は非常に重要になります。緑のまちづくりを推進するため、庁内関係部署による密接な情報交換や連絡・調整により、施策の効果的・効率的な展開を図ります。

2) 国、県との連携

緑の施策のうち、国・県との調整が必要な施策については、国や県と連携して推進します。また、国や県が管理する施設については、本計画に基づき施策の展開が図れるように働きかけます。

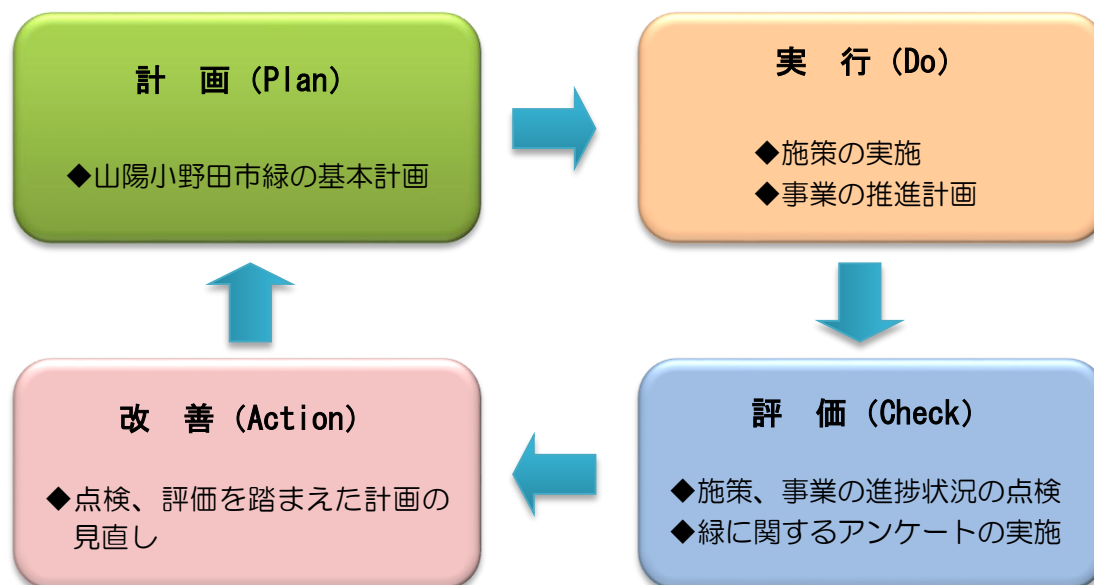
3) 広域的な連携

緑や水辺のネットワークなどについては、隣接する自治体や河川流域自治体と相互に連携を図りながら、広域的ネットワークの形成に向けた計画・調整を推進していきます。

3. 計画の進行管理

緑の施策の実現に向けては、社会経済情勢の変化を見極めながら、長期的な見通しに立って取り組むとともに、実施過程を明らかにしながら適切な見直しを行う必要があります。そのため、計画（PLAN）を実行（DO）に移し、その結果や成果を評価（CHECK）、改善（ACTION）することで、次の計画（PLAN）につなげる「PDCA サイクル」に基づき、効率的かつ効果的な緑のまちづくりを進めていきます。

このため、計画の中間年次において、行政は施策、事業の実施状況を把握するとともに、アンケート調査などをもとに目標や指標の達成状況の中間評価を行います。その結果をホームページなどで公表し、必要に応じて計画の見直しを行います。



用語の解説

あ

アダプト制度

行政が、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

エコロジカルネットワーク

おおむね野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこと。

オープンスペース

公園や広場、河川、山林、農地、社寺境内地など、建物によって覆われていない土地や敷地内の空地の総称。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等が該当する。

か

街区公園

街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

緩衝緑地

工場、コンビナート地帯あるいは道路、鉄道から周辺の住宅地、市街地への公災害を防止するため、境界地区において設けられる緑地。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地および隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づいて指定される区域。

建築協定

一般に地権者間、あるいは地権者と建設業者等の間でかわされる建築に関する協定のこと。

広域公園

主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。

広域避難場所

地方自治体が指定した大人数収容できる避難場所のことで、地震などの大きな災害時に使用される場所。

工業専用地域

都市計画法による用途地域の一つで、工業の業務の利便の増進を図る地域。住居の建設ができないため、この地域に住むことはできない。

さ

自然公園

わが国の優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養、教化に資することを目的として、昭和32年に制定された自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。

住区基幹公園

都市公園のうち住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園、近隣公園及び地区公園が含まれる。

人口集中地区（DID）

日本の国勢調査において設定される統計上の地区で、“Densely Inhabited District”を略して「DID」とも呼ばれる。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区（平成2年（1990年）以前は調査区）が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。

水源涵養林

雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

た

地域制緑地

一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

地域森林計画

地域森林計画とは、都道府県知事が「全国森林計画」に即して5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、森林の多様な機能が十分に発揮されるよう、森林の整備及び保全に関する基本的な方向と目標・基準を示したもの。

地域森林計画対象民有林

地域森林計画の対象となっている民有林。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象。

地区計画

主として街区内の居住者等の利用に供される道路・公園等の整備、建築物の建築等に

関し必要な事項を定め、それぞれの地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の

街区の整備及び保全を図るために創設された都市計画法上の計画制度。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1 km の範囲内で1箇所当たり面積4 ha を標準として配置する。

特殊公園

風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。

都市計画公園

都市施設である公園として、都市計画においてその名称、種別、位置、区域、面積が定められているもの。

都市計画事業

都市施設の整備に関する事業及び市街地開発事業のことで、通常は市町村が都道府県知事の認可を受けて施行する。

都市計画事業の認可がなされると事業地内における建築等が制限されるとともに、施行者に土地建物等の先買い権が生ずる一方、土地所有者には施行者に対し土地の買取り請求権が生ずるほか、土地収用法上の事業認定等の手続きが準用される。

都市計画マスタープラン

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

住民の価値観の多様化等に対応して、個性的で快適なまちづくりのための施策を住民の理解と参加の下に総合的に進めるため、住民に最も身近な自治体である市町村が、住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地域のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針等をきめ細かく総合的に定めるもの。

都市計画緑地

都市計画法第11条第1項第2号に規定する都市施設である緑地として、都市計画においてその名称、位置、区域、面積が定められているもの。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

都市公園

都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。

都市緑地

主として、都市の自然的環境の保全及び改善、及び都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園の種別のひとつ。

な

二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林。

農業振興地域

市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。

農振農用地区域

農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

は

ヒートアイランド現象

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象。

ビオトープ

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質である限られた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間と捉えられることが特徴。生物を意味する Bio と場所を意味する Tope とを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となる。

避難地

避難地とは、大規模な地震の発生時等に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する空間のこと。

風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然的環境のこと）を維持するため、都市計画法の規定に基づき定める地域地区。

保安林

木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

ま

緑の基本計画

環境問題への関心の高まりや自然とのふれあいに対する国民のニーズに応えるために必要となる都市のあらゆる緑を総合的かつ計画的に保全・創出していく施策を、官民一体となって展開していくためのマスタープランとして、都市緑地保全法第2条第2項の規定に基づき、市町村が創意工夫を活かしながら、策定する計画のこと。

目通り幹囲

人間の目の高さで計る、樹木の幹囲。

や

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

用途地域

都市計画法の地域地区のひとつ。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 12 種類がある。

ら

緑地環境保全地域

地域住民の健全な心身の保持もしくは増進、公害もしくは災害の防止、その他生活環境の維持にその効果が著しいと認められる自然環境を形成している樹林地、水辺地などの区域（1ha 以上）。

緑地協定

都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化の推進に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

緑化率

明確な区画境界を有する特定敷地の全面積に対する緑化地面積の割合。この他に緑化面積率の呼称として用いられる場合があり、これは樹木・草本等の植物による緑化面積（独立木の場合はおおむね樹冠の投影面積）の割合をいう。

緑被率

区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地・草地・農耕地・水辺地・及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総林である。